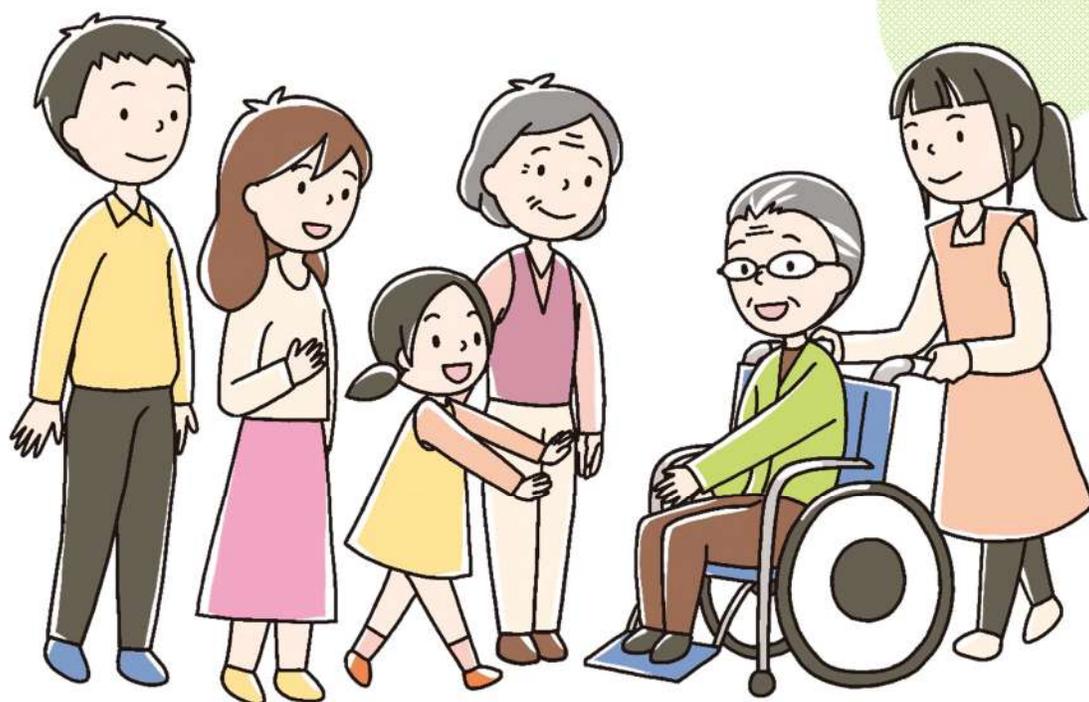

第3期坂祝町地域福祉計画

第3期坂祝町地域福祉活動計画



令和2年3月

坂 祝 町

はじめに

町民の皆さまには、日頃から坂祝町の福祉行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年は急速な少子高齢化や核家族化、地域住民相互のつながりの希薄化などにより、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。地域は、そこに暮らす人々が、安全で、安心して、自分らしく暮らしていくための最も身近で大切な生活の基盤です。

本町においても、現状の課題だけでなく、生活困窮や社会的孤立といった新たな課題も増えてきています。また、虐待や孤独死、災害時などに手助けが必要な要配慮者・避難行動要支援者への対応など、課題は複雑で多様化しています。

地域の課題を他人事ではなく、我が事としてとらえ、地域社会を構成する全ての人々が支え合い、ともに課題を解決していく地域共生社会の実現が求められています。誰もが安心して暮らせるための取り組みをより一層強化するため、このたび坂祝町社会福祉協議会とともに「第3期坂祝町地域福祉計画 第3期坂祝町地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画は、前回計画の基本的な考えを引き継ぎ、「誰もが助け合って暮らせるまち さかほぎ」を基本理念としています。一体的に様々な福祉課題に取り組むため、全ての方が支え、助け合うまちづくりを目指し、坂祝町社会福祉協議会をはじめ、関係機関と連携、協働し取り組んでまいります。

今後とも、子どもから高齢者まで全ての人々が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう地域福祉の取り組みを進めてまいりますので、引き続き、ご支援、ご協力をお願いいたします。

結びになりますが、本計画の策定にあたりご協力いただきました町民の皆さまをはじめ、関係機関・団体の皆さまそして、貴重なご意見、ご協議くださった策定委員会の委員の皆さまに、心より感謝申し上げます。

令和2年3月

坂祝町長 柴山 佳也

はじめに

町民の皆さま、関係機関・団体・事業者の皆さまには、常日頃から坂祝町の福祉及び社会福祉協議会の活動に、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

今年度は「平成」から「令和」へと元号も改まり、新しい時代の幕開けを迎えましたが、現在の日本は、「少子・高齢化及び核家族化、人口減少社会の到来」と「地域生活課題の複雑化・複合化」、「多発する災害への備え」など、深刻な課題を抱えております。

この課題解決のためには、公的なサービスだけに頼るのではなく、その人らしい役割を担いながら、地域でお互いに支え合う、「地域共生社会」の実現が必要不可欠だといわれています。

地域福祉の推進と福祉でのまちづくりを使命とする社会福祉協議会が、一つひとつの課題に向き合い、地域と一体になった取り組みを進める指針として、坂祝町とともに「第3期坂祝町地域福祉計画 第3期坂祝町地域福祉活動計画」を策定しました。

この計画は、「誰もが助け合って暮らせるまち さかほぎ」を基本理念とし、これから私たちが取り組んでいく方針を示しています。今後の計画実現に向け、また近年顕在化してきた8050問題やひきこもりに対する取り組み等も含め、今まで積み重ねてきた地域福祉活動や介護保険事業に対する取り組みがより一層充実したものとなるように、総合福祉会館「サンライフさかほぎ」を拠点に町民の皆さま、関係機関・団体・事業者の皆さまとともに職員一同取り組んでいく所存でございます。

関係者の皆さまには、引き続き、本計画の実施に向け、ご指導・ご鞭撻と多大なご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見と多大なご協力を賜りました策定委員の皆さまをはじめ、アンケートなどを通じて貴重なご意見をいただきました町民の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和2年3月

坂祝町社会福祉協議会

会長 石原 好弘

はじめに

「第3期坂祝町地域福祉計画 第3期坂祝町地域福祉活動計画」がこのほど策定されました。社会福祉法の改正や少子高齢化など、ますます私たちを取り巻く環境は日々変化しております。

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の地域福祉に関する取り組みと目標を示しています。今後、ますます地域における支え合い活動が必要となり、あわせて住民の皆さまの支え合い活動を支援していく各関係機関による体制づくりも求められているところです。

地域福祉をこれまで以上に着実に推進していくためには、坂祝町、坂祝町社会福祉協議会、各関係機関の皆さまとしっかり連携・協働しながら、基本理念の「誰もが助け合って暮らせるまち さかほぎ」に向けて取り組んでいくことが必要となります。

このたびの計画策定に参画させていただきましたことに感謝申し上げます。私自身、福祉のあり方を見つめなおす貴重な機会になりました。いくつかの課題を解決することは決して容易なことではありません。少しでも思い描く未来が明るく希望が持てるよう皆さまと手を携えていく所存です。

最後になりますが、計画策定にあたり、アンケートなどご提言をいただきました町民の皆さま、ご審議をいただきました地域福祉計画策定委員の皆さまにこころからお礼と感謝を申し上げます。そして、この計画書をより多くの皆さまに知っていただき、坂祝町の地域福祉推進に一丸となって参加、活動していただくことを願っております。

令和2年3月

坂祝町地域福祉計画策定委員会

委員長 **河村 利道**

【目次】

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 地域福祉とは.....	1
2 計画の背景と趣旨.....	3
3 計画の位置付け.....	5
4 圏域の設定.....	6
5 計画の期間.....	7
第2章 坂祝町の現状.....	8
1 統計からみる現状.....	8
2 住民意識調査からみえる状況.....	14
3 団体ヒアリングの結果.....	23
4 前回計画の評価.....	26
5 坂祝町の主要課題.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	31
1 基本理念.....	31
2 基本目標.....	32
3 計画の体系.....	33
第4章 施策の展開.....	34
基本目標1 福祉の意識づくり.....	34
基本目標2 支え合いの地域づくり.....	39
基本目標3 適切な支援につなぐ仕組みづくり.....	46
基本目標4 安心して健やかな暮らしづくり.....	55
第5章 今後の推進にあたって.....	62
1 計画の普及・啓発.....	62
2 計画の進行管理・評価.....	62
参考資料.....	63
1 策定経過.....	63
2 坂祝町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	64
3 坂祝町地域福祉計画策定委員名簿.....	65

第1章 計画策定にあたって

◆◆◆ 1 地域福祉とは ◆◆◆

「地域福祉」とは、住民が地域の中で、家族・隣近所・友人等とのつながりにより、お互いを助け合い、誰もが自分らしく、いきいきとした暮らしを送ることができる社会をつくりあげていくことをいいます。

近年、地域の環境はめまぐるしく変化しており、支援が必要でありながら福祉制度の狭間でサービスにつながらない人や、公的なサービスだけでは対応できない人が増加し、子育てに悩む保護者の孤立、高齢者の孤独死、ひきこもり、虐待等が社会問題となっています。

こうした地域生活課題を解決するためには、住民のつながりを活かし、地域の中で課題を共有し取り組んでいくことや、関係機関・団体、事業者、ボランティア等が主体的につながり、地域における活動を広げていくことが重要です。

地域共生社会の実現に向けて改正された「社会福祉法」（平成 30 年 4 月 1 日施行）では、地域福祉の推進の理念として、地域住民が支援を必要とする人が抱える地域生活課題を把握し、関係機関との連携等により解決を図ることや、市町村は住民と関係機関の協力が円滑に行われ、地域の生活課題の解決につながるよう、包括的な支援の提供体制の整備に努めることが明記されています。

■「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、全ての人が地域で自立して幸せな生活を送ることができるよう、地域生活課題や支援を必要とする人を把握し、課題発生を予防するための仕組みづくりや、課題の解決を図るものです。社会福祉法第 107 条の規定に基づき、「地域での支え合い、助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進していくことを目的として策定しています。

■「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」とは、住民やボランティア団体、福祉や介護関係の事業者等の民間団体が協力しながら、地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

「地域福祉計画」との整合性を図りながら、社会福祉法第 109 条の規定により地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が中心となって、策定しています。

■「自助」「互助」「共助」「公助」による役割分担

地域福祉は、住民同士で支え合い、助け合うことで成り立ちます。人々が生活を営んでいる地域を、より住みやすい場所にするためには、行政や関係機関等が協力し合って解決する（公助）だけでなく、個人や家族での解決（自助）や、隣近所等の身近な人間関係の中で支え合い、助け合うこと（互助）も大切です。

また、住民やボランティア団体、福祉や介護関係の事業者等の民間団体が連携し、個人で解決できない問題を住民同士で解決すること（共助）は、家族や地域住民等の関係性の希薄化等が指摘される中、重要性が高まっています。

自助、互助、共助、公助の視点から地域生活課題の解決を図り、支え合い、助け合うことができる地域づくりを推進します。

■地域福祉に必要な4つの「助け」

自助	個人や家族による助け合いなど、 自分のことは自分で取り組む
互助	地域における助け合い・見守り
共助	社会保険のような制度化された相互扶助やボランティア等
公助	自助・互助・共助では対応できない状況に対し、 必要な生活保障を行う社会福祉等

◆◆◆ 2 計画の背景と趣旨 ◆◆◆

近年、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化や、都市化・情報化の進展等により、住民同士のつながりが弱まり、地域の人間関係は希薄化しています。そのような中、8050問題、子育てや介護のダブルケア等、新たな問題が発生しています。

国では、これまで高齢者や障がい者、子育て支援等、各分野の福祉制度を整備してきました。しかし、既存の制度の狭間にある課題や、複合的な課題を有する世帯等、新たな地域生活課題に対して、これまでの公的サービスでの対応が難しくなっています。

こうした背景から、生活困窮者自立支援制度の開始や、『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」の設置等が進み、平成29年には「社会福祉法」が改正されました。こうした一連の制度改正においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、住民や多様な主体が「我が事」として地域に参画し、世代や分野を超越して「丸ごと」つながる地域をとともに創っていく、「地域共生社会」の実現に向け、地域づくりや包括的な支援体制を整備していくこととなっています。

坂祝町でも、「地域共生社会」の理念を踏まえて、各分野が横断的につながり、住民一人ひとりが地域のことを互いに自分のこととして捉えて、支え合える体制をつくっていく必要があります。

坂祝町（以下、「本町」という）では、本町に暮らす全ての人々が、地域の中で安心して暮らせるような地域社会の実現を目指し、「第2期坂祝町地域福祉計画 第2期坂祝町地域福祉活動計画」（以下、「前回計画」という）を策定しました。このたび計画期間の満了に伴い、以上のような社会潮流や本町の地域福祉の現状・課題を踏まえ、本町における「地域共生社会」の実現を推進するため、「第3期坂祝町地域福祉計画」及び「第3期坂祝町地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

■(参考)社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)(抜粋)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

二 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(市町村地域福祉計画)

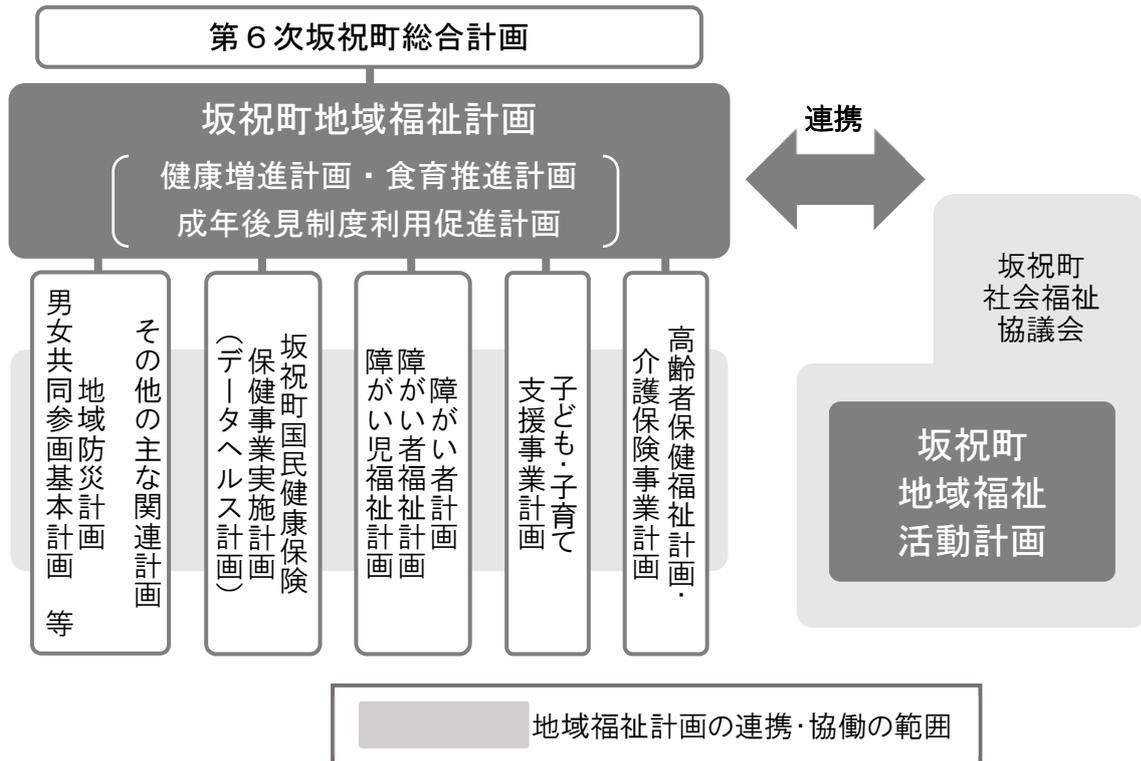
第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

◆◆◆ 3 計画の位置付け ◆◆◆

本計画は、「第6次坂祝町総合計画」を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえつつ、各種福祉計画を横断的につなぐ役割を担っています。

また、地域福祉を計画的・効果的に展開するためには、地域住民による福祉活動、民間の福祉サービス機関・団体等による活動、行政等による公的な福祉サービスが一体となることが重要です。そのため、本町では行政の地域福祉に係る具体的な方向性や施策を示せるよう策定します。



■健康増進計画・食育推進計画の策定について

誰もが安心して暮らすためには、みんなで支え合うまちづくりとともに、住民一人ひとりがこころと体の健康を保ち、いきいきと暮らせることが大切です。

そのため、本計画の一部を、住民の健康づくりと食育を推進していくための「坂祝町健康増進計画・食育推進計画」として策定しました。全ての住民が生涯を通じて、健康で安心した暮らしを送り、活動的に生活できるようなまちづくりのための指針とします。

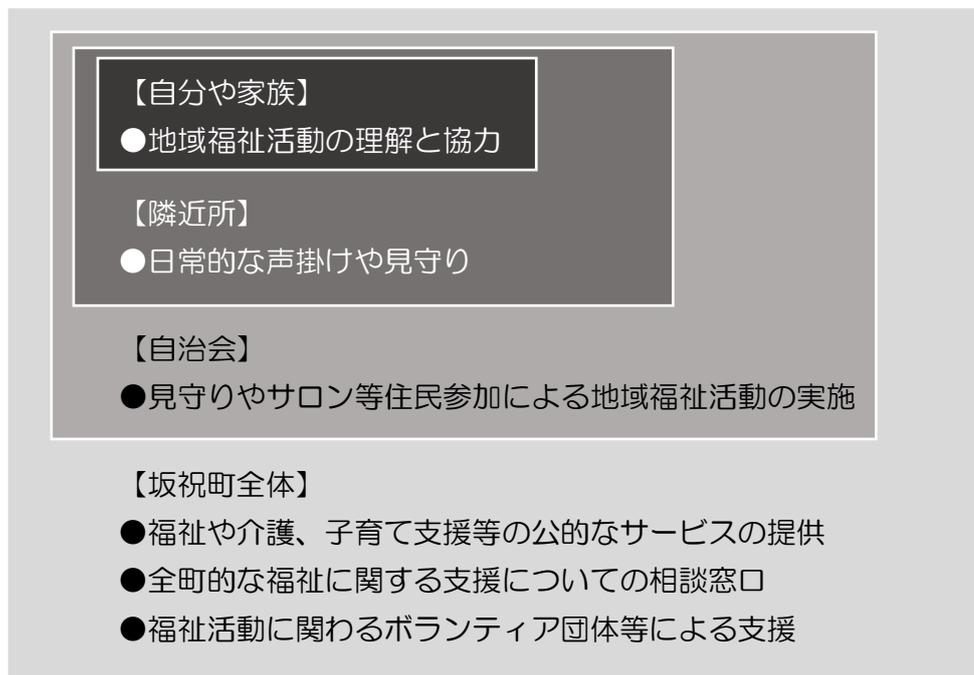
■成年後見制度利用促進計画の策定について

平成28年に成年後見制度利用促進法が施行され、市町村が成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めることとされています。そのため、本計画の成年後見に関わる施策については、成年後見制度利用促進法に規定する市町村計画と位置付けることとします。

◆◆◆ 4 圏域の設定 ◆◆◆

本町の地域福祉を推進していくためには、本計画の基本理念と、基本目標の達成に向けた取り組みについて、住民一人ひとりのレベルから、家族や隣近所、自治会、さらに町内全域まで、それぞれの圏域が担う役割を認識し、重層的に進めていくことが大切です。

本町においては、多様化する地域生活課題に対応するため、自分や家族といった最も小さな範囲から町全体まで、4つの圏域を設定し、相互の役割を確認し合いながら、重層的に地域福祉推進のための取り組みを進めていきます。



◆◆◆ 5 計画の期間 ◆◆◆

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

(年度)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)
総合計画	第6次		第7次					
地域福祉計画 地域福祉活動計画		第3期						
高齢者 保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期	第8期			第9期			
子ども・子育て 支援事業計画	第1期	第2期				第3期		
障がい者計画	第3期	第1期 坂祝町障がい者 総合支援プラン(仮)						
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第5期 第1期	第1期 坂祝町障がい者 総合支援プラン(仮)						

第2章 坂祝町の現状

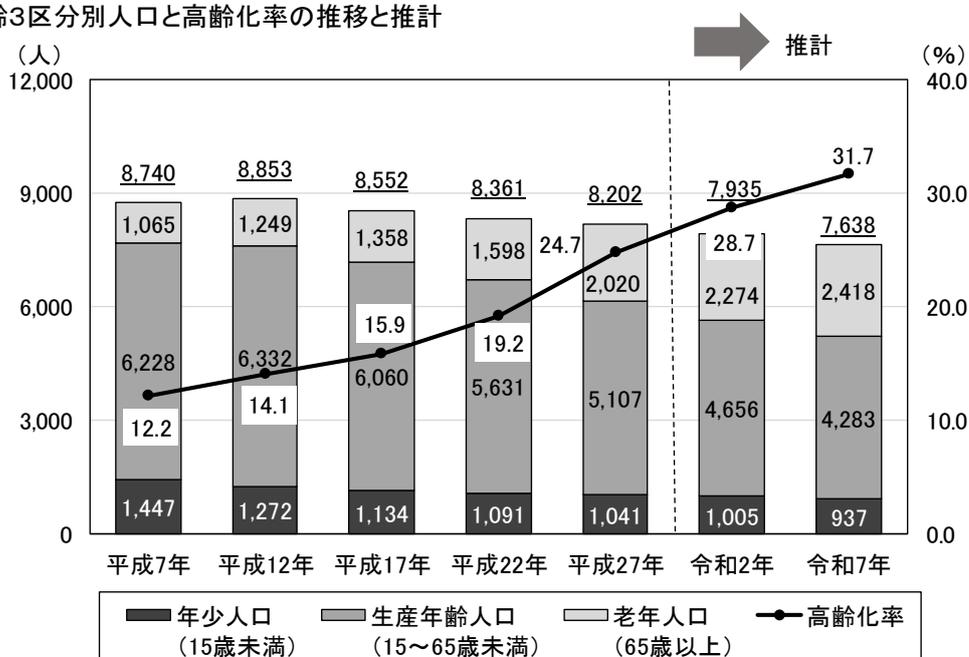
◆◆◆ 1 統計からみる現状 ◆◆◆

(1) 人口・世帯の動向

本町の総人口は、平成12年以降減少しており、今後も減少が見込まれます。年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～65歳未満）が減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加しており、高齢化率も年々上昇しています。

一般世帯数は増減を繰り返していますが、核家族世帯数は増加しています。単身世帯は平成12年から平成22年にかけては減少していましたが、平成27年では再び微増となっています。一方、世帯当たり人員数は減少し続けています。

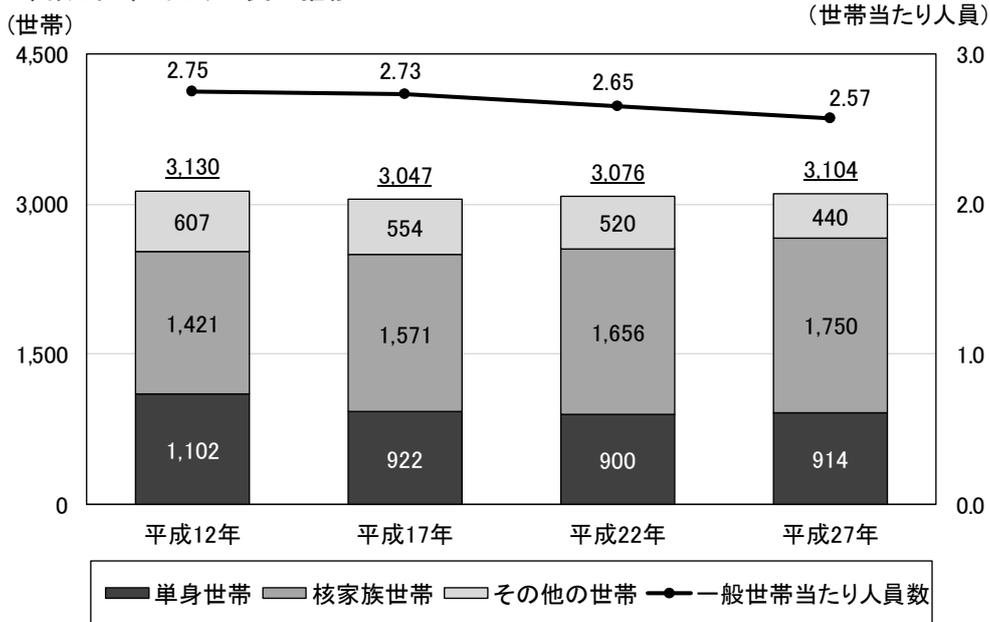
■年齢3区分別人口と高齢化率の推移と推計



(※平成22年、平成27年は年齢不詳者がいるため合計が総人口と一致しない)

出典：～平成27年 国勢調査／令和2年～ 国立社会保障・人口問題研究所

■一般世帯数と世帯当たり人員の推移

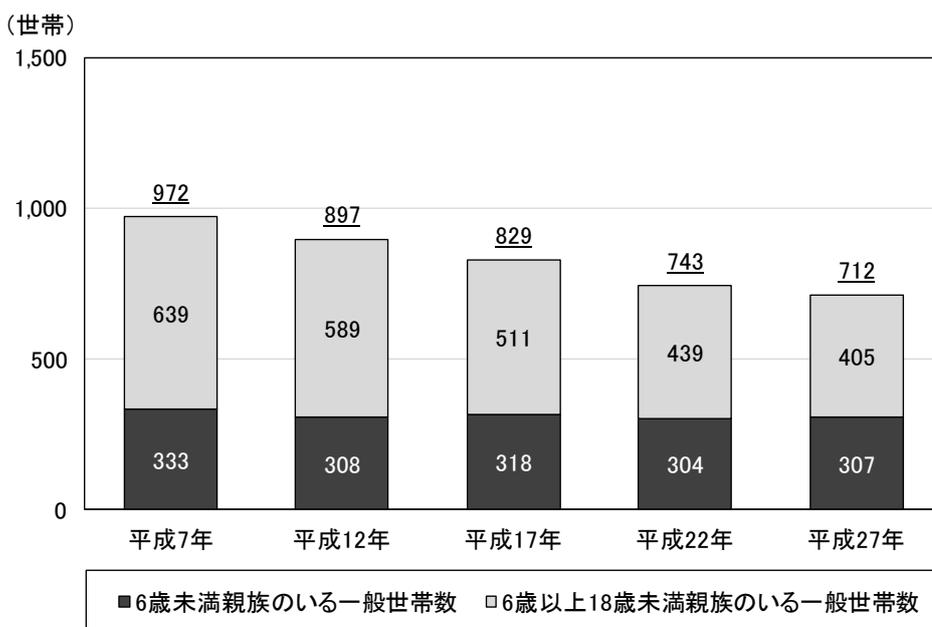


出典：国勢調査

(2) 子どもの動向

18歳未満親族のいる一般世帯数は減少しており、平成27年には712世帯となっています。6歳未満親族のいる一般世帯数は300~330世帯程度で増減を繰り返していますが、6歳以上18歳未満親族のいる一般世帯数は減少しています。

■18歳未満親族がいる一般世帯数の推移

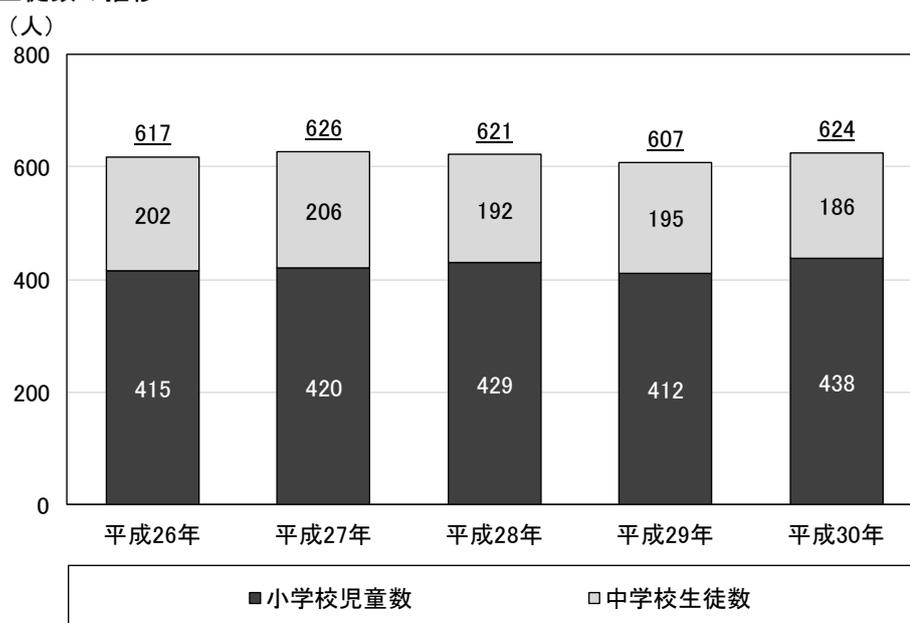


出典：国勢調査

小学校・中学校の児童・生徒数は、600人から630人程度で増減を繰り返しています。平成26年から平成30年にかけては、小学校児童数は23人増加しているのに対し、中学校生徒数は16人減少しています。

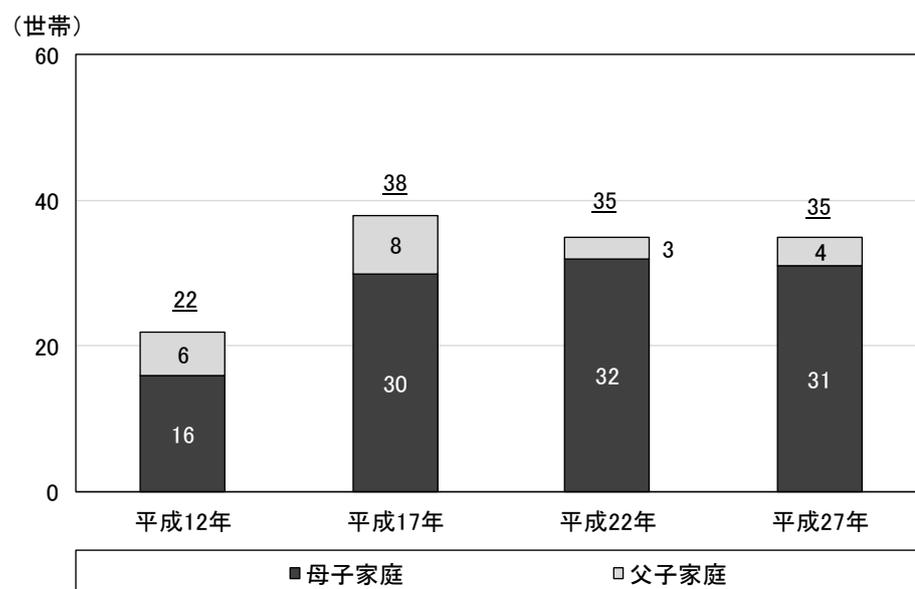
ひとり親世帯数は、母子家庭がほとんどを占めており、平成12年から平成17年にかけて大きく増加しています。

■児童・生徒数の推移



出典：町教育課

■ひとり親世帯数の推移



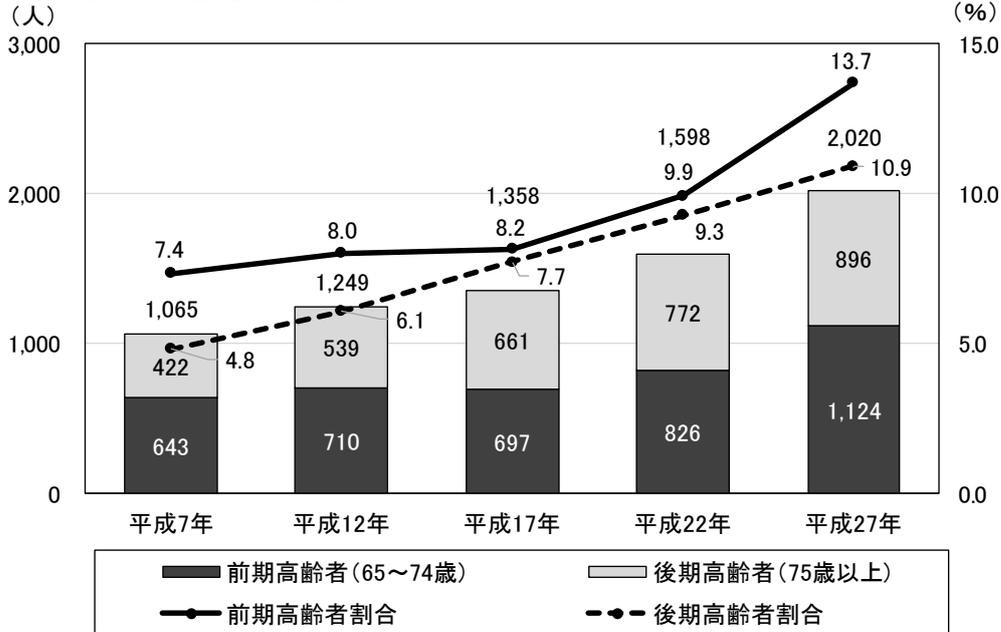
出典：国勢調査

(3) 高齢者の動向

高齢者数は、前期高齢者（65～74歳）数についてみると、平成12年から平成17年にかけて減少しましたが、その後は再び増加しています。一方、後期高齢者（75歳以上）数は一貫して増加しています。

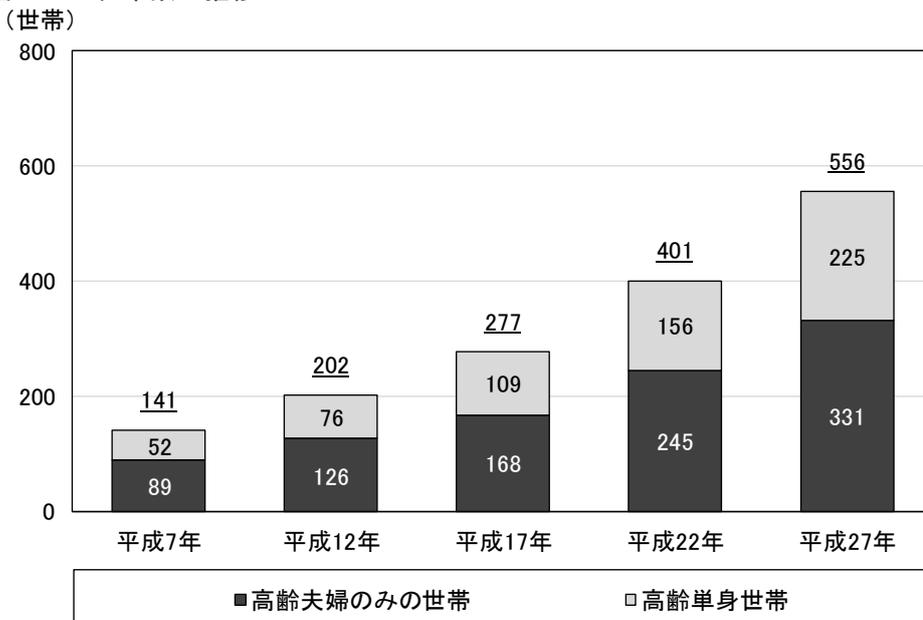
高齢夫婦のみの世帯、高齢単身世帯といった高齢者のみの世帯数はいずれも増加しています。

■前期高齢者・後期高齢者数の推移



出典：国勢調査

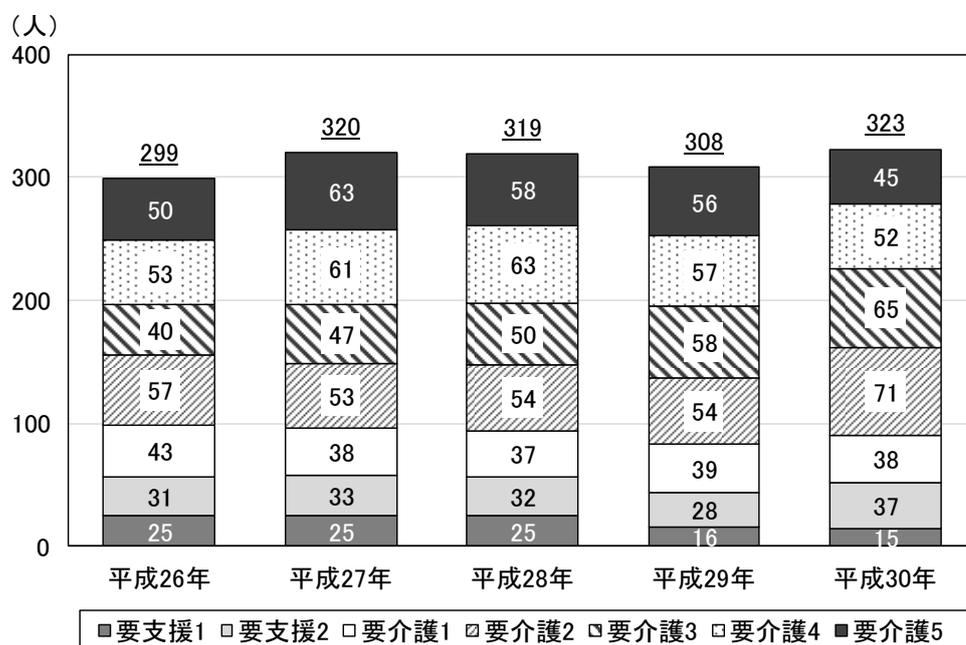
■高齢者のみの世帯数の推移



出典：国勢調査

要支援・要介護認定者数は、300人から320人程度で増減を繰り返しています。平成26年から平成30年にかけては、要介護3が1.6倍と大きく増加しています。

■要支援・要介護認定者数の推移

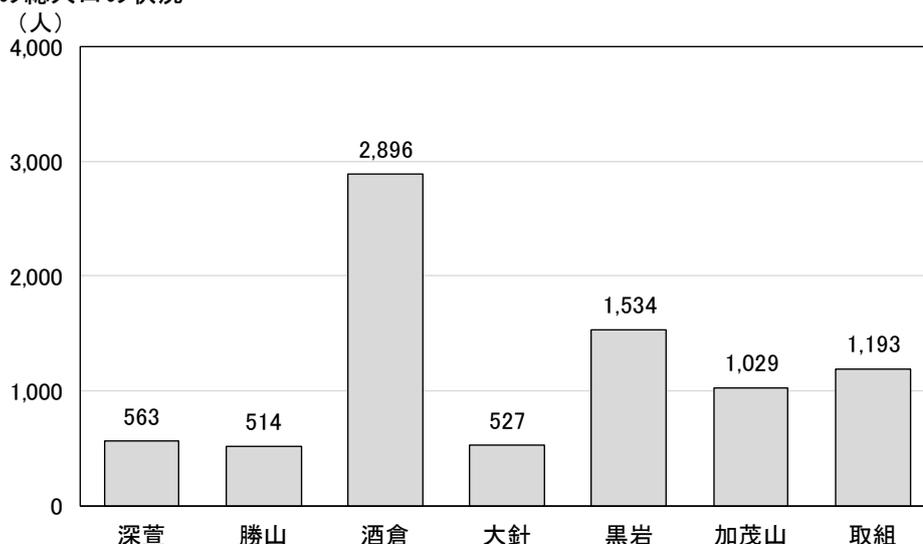


出典：厚生労働省 介護保険事業状況報告（毎年9月）

（４）地区ごとの状況

各地区の総人口は、地区により大きな差がみられます。酒倉は他地区に比べて総人口が多いことがわかります。

■各地区の総人口の状況



出典：岐阜県統計情報（平成31年3月）

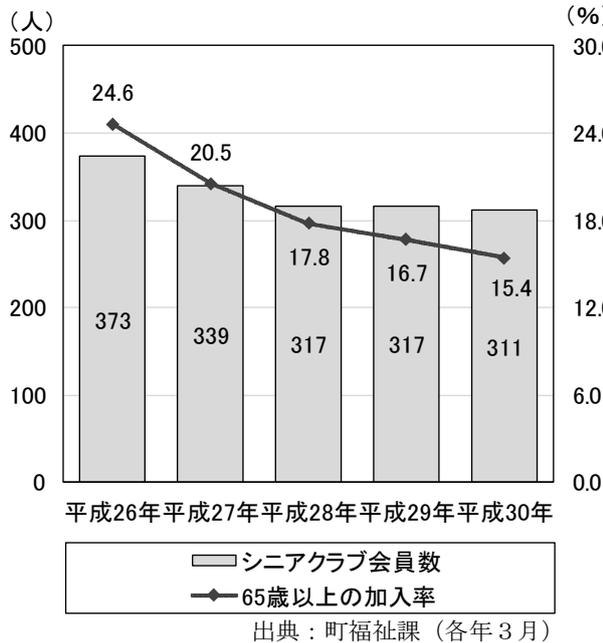
(5) 地域活動の状況

シニアクラブ会員数・加入率は減少しており、平成30年には会員数311人、加入率15.4%となっています。

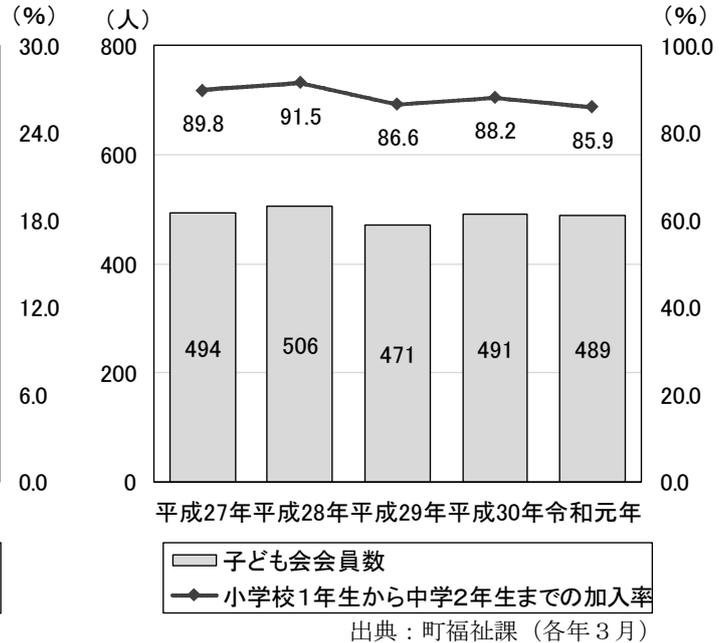
子ども会会員数は500人前後、加入率は90%前後で増減を繰り返しており、令和元年には会員数489人、加入率85.9%となっています。

民生委員・児童委員の活動状況（相談・支援件数）は、「日常的な支援」「子どもの地域生活」「子どもの教育・学校生活」に関するものが多くなっています。年間の相談・支援件数の合計は1,000件を超えています。

■シニアクラブ会員数・加入率の推移



■子ども会会員数・加入率の推移



■民生委員・児童委員の活動状況（相談・支援件数）（平成30年度）

No.	分野	件数	No.	分野	件数
1	在宅福祉	0	8	年金・保険	0
2	介護保険	2	9	仕事	0
3	健康・保健医療	2	10	家族関係	32
4	子育て・母子保健	3	11	住居	0
5	子どもの地域生活	234	12	生活環境	10
6	子どもの教育・学校生活	151	13	日常的な支援	528
7	生活費	0	14	その他	79
				合計	1,041

出典：平成30年度民生委員児童委員活動記録

◆◆◆ 2 住民意識調査からみえる状況 ◆◆◆

(1) 住民意識調査の実施概要

本計画の策定にあたり、住民の福祉に関する考え、意見等を把握し、計画づくりに活用することを目的として住民意識調査（アンケート調査）を実施しました。

対象者	調査期間	調査方法	回収状況	
			回収数	回収率
住民から無作為に抽出した 1,200 人	平成 30 年 6 月 7 日 ～ 6 月 23 日	郵送による 配布・回収	514 件	42.8%

※グラフ中の「N」とは、Number of Cases の略で、各設問に該当する回答者総数を表します。

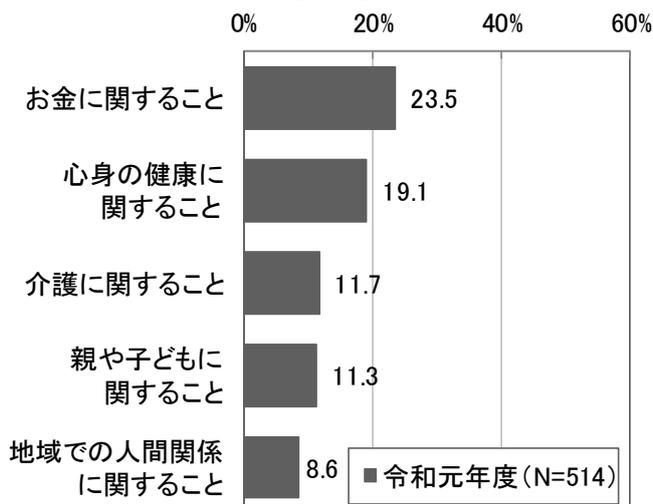
(2) アンケート調査の結果概要

① 悩んでいることや相談について

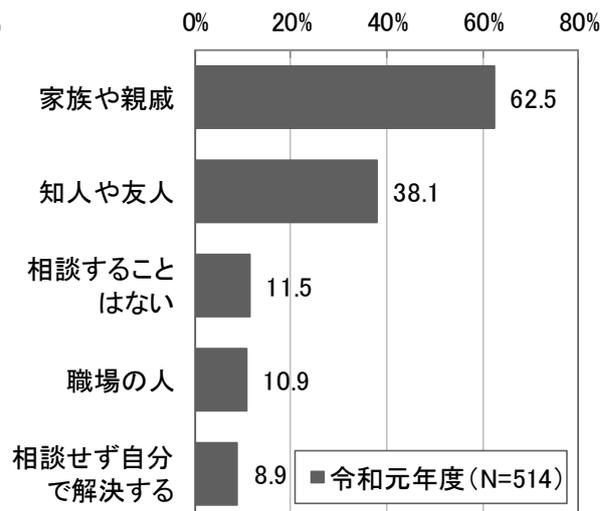
生活の中で困っていることや悩んでいることについては、「特にない」（44.2%）を除いた項目では、「お金に関すること」が 23.5% で最も高くなっています。次いで「心身の健康に関すること」が 19.1% となっています。

生活上の悩みや不安の相談相手については、「家族や親戚」が 62.5% で最も高くなっています。次いで「知人や友人」が 38.1% となっています。

■生活の中で困っていることや悩んでいること
（「特にない」を除く上位5位）



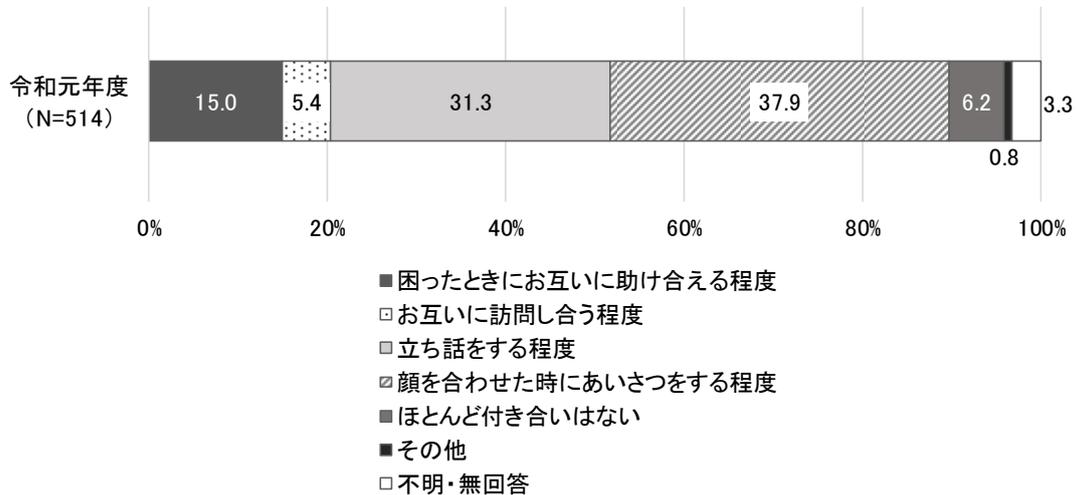
■生活上の悩みや不安の相談相手(上位5位)



② 地域との関わりについて

隣近所との付き合いについては、「顔を合わせた時にあいさつをする程度」が37.9%で最も高くなっています。次いで「立ち話をする程度」が31.3%となっています。

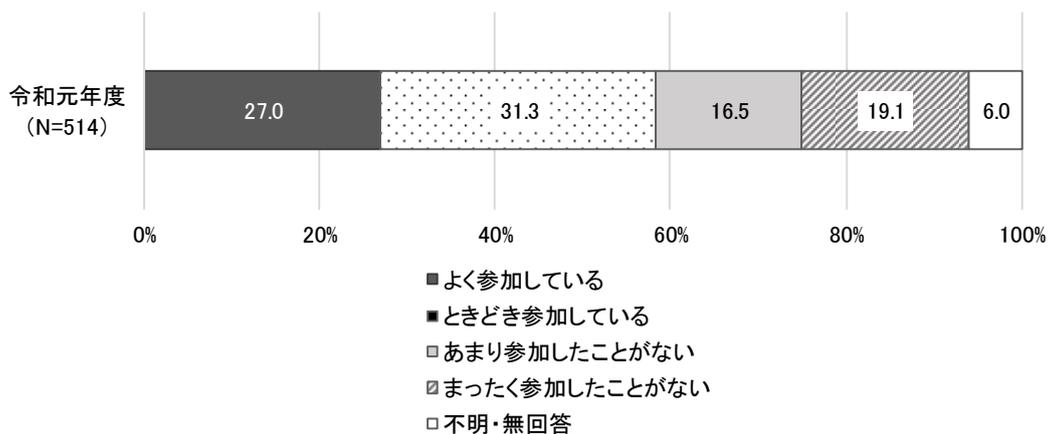
■隣近所との付き合い



③ 地域活動について

地域活動への参加状況については、「よく参加している」「ときどき参加している」を合わせた『参加している』割合は58.3%、「あまり参加したことがない」「まったく参加したことがない」を合わせた『参加したことがない』割合は35.6%となっています。

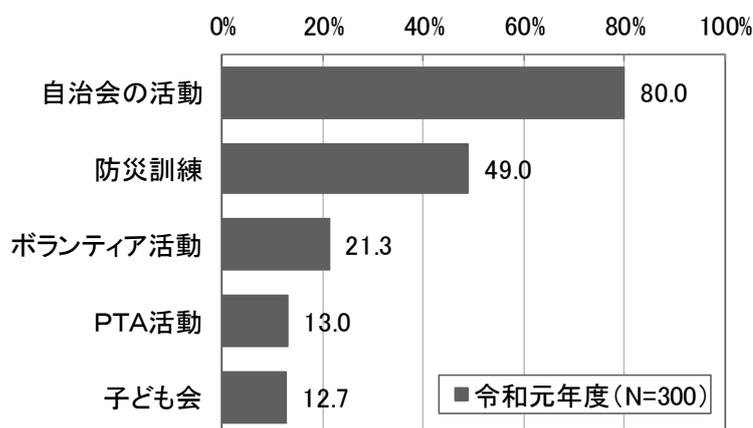
■地域活動への参加状況



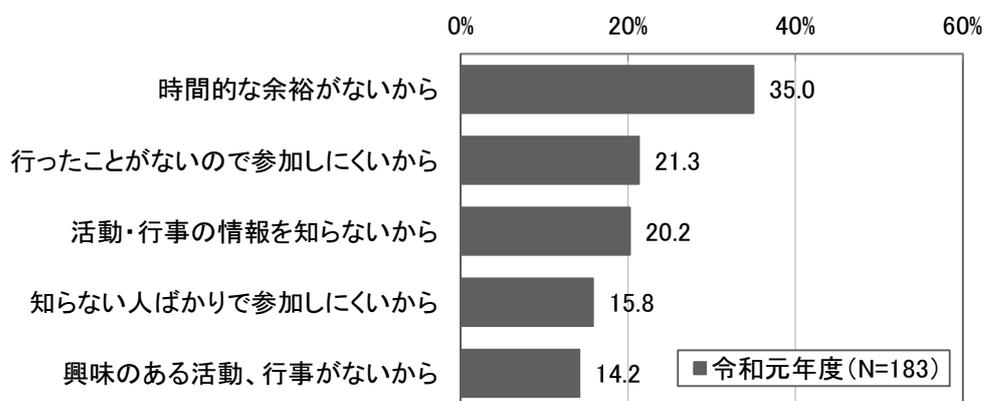
『参加している』と答えた人の参加している活動については、「自治会の活動」が80.0%で最も高くなっています。次いで「防災訓練」が49.0%となっています。

『参加してことがない』と答えた人の参加しない理由については、「時間的な余裕がないから」が35.0%で最も高くなっています。次いで「行ったことがないので参加しにくいから」が21.3%となっています。

■参加している活動(上位5位) ※『参加している』人のみへの設問



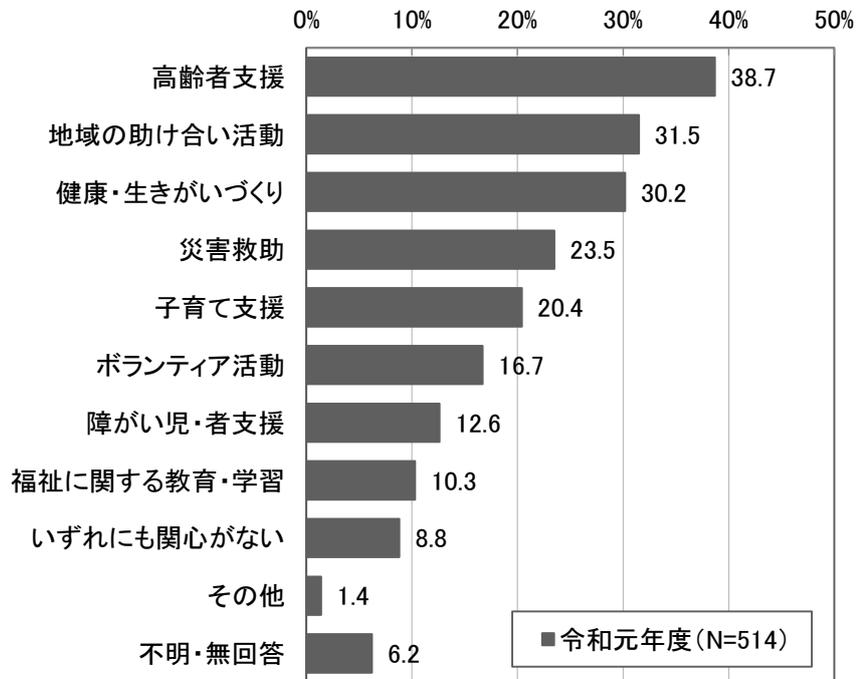
■参加しない理由(上位5位) ※『参加したことがない』人のみへの設問



④ 福祉への関心について

福祉について関心があることについては、「高齢者支援」が38.7%で最も高くなっています。次いで「地域の助け合い活動」が31.5%となっています。

■福祉について関心があること

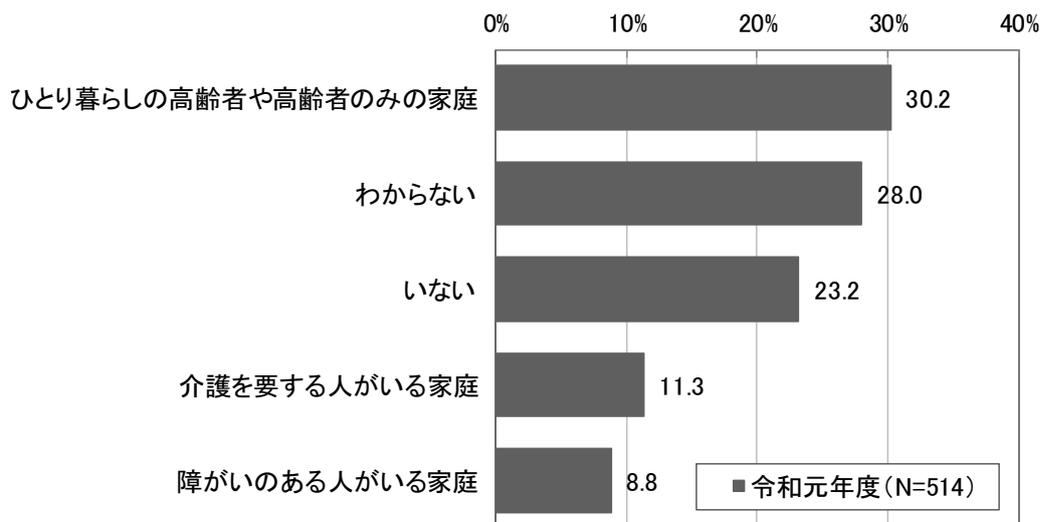


⑤ 支援や協力について

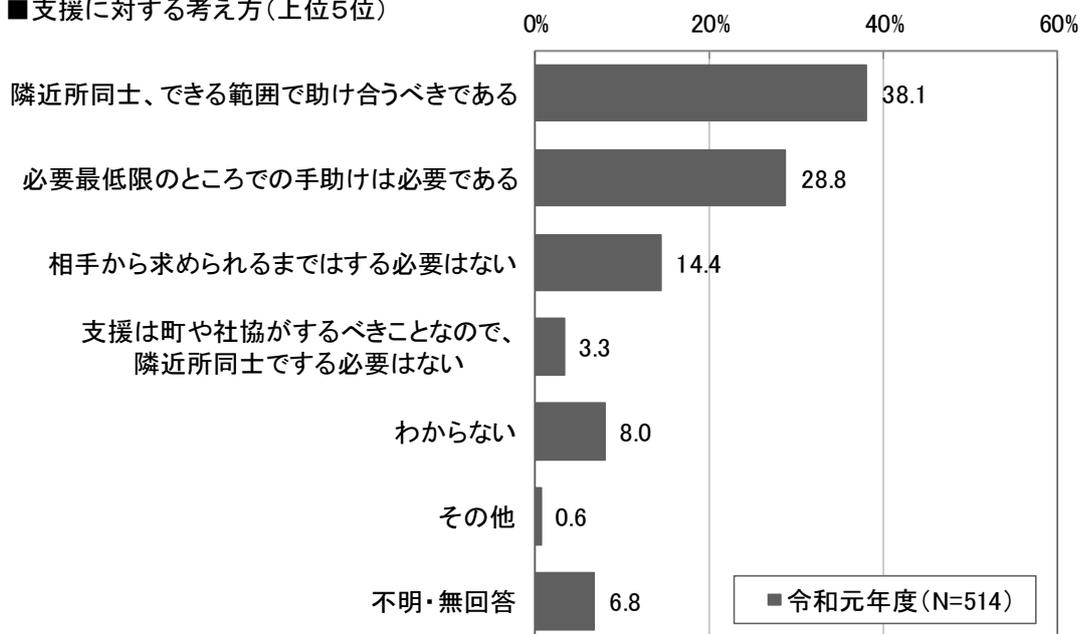
支援が必要だと思う人が隣近所にいるかについては、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの家庭」が30.2%で最も高くなっています。次いで「わからない」が28.0%、「いない」が23.2%となっています。

支援に対する考え方については、「隣近所同士、できる範囲で助け合うべきである」が38.1%で最も高くなっています。次いで「必要最低限のところでの手助けは必要である」が28.8%となっています。

■ 支援を必要だと思う人が隣近所にいるか(上位5位)



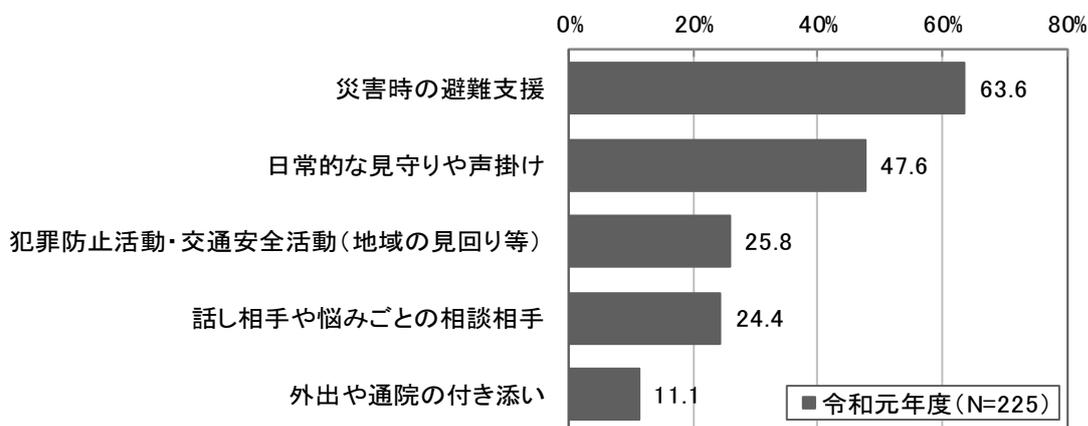
■ 支援に対する考え方(上位5位)



困ったときに地域の人から支援や協力を受けたい人が、受けたい支援や協力については、「災害時の避難支援」が 63.6%で最も高くなっています。次いで「日常的な見守りや声掛け」が 47.6%となっています。

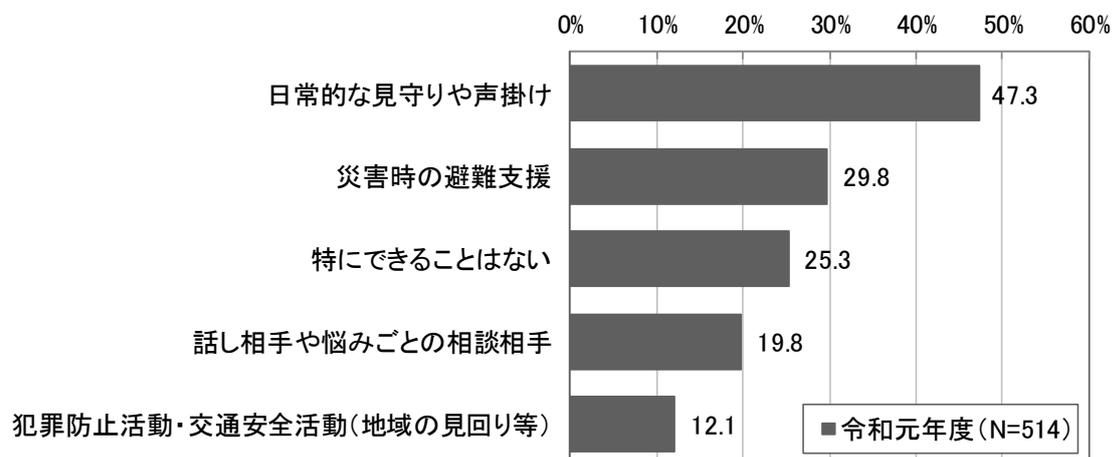
■地域の人から受けたい支援や協力(上位5位)

※困ったとき、地域の人からの支援や協力を「受けたい」「どちらかと言えば受けたい」人のみへの設問



自分ができる支援や協力については、「日常的な見守りや声掛け」が 47.3%で最も高くなっています。次いで「災害時の避難支援」が 29.8%となっています。

■自分ができる支援や協力(上位5位)

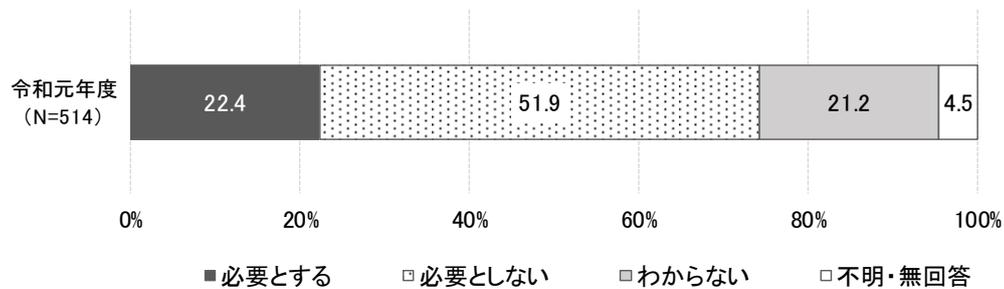


⑥ 地域防災・災害時の対応等について

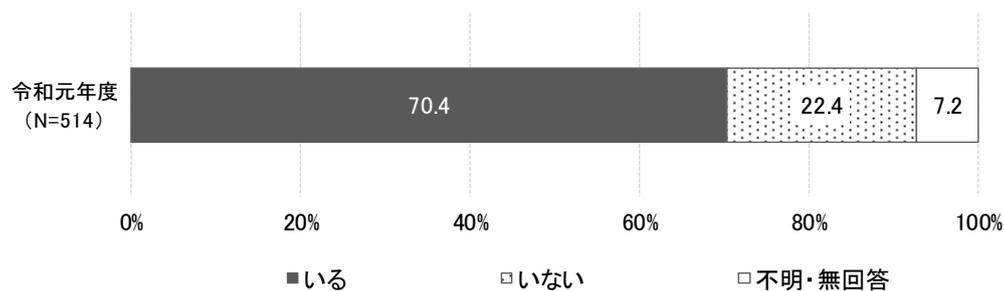
災害時の移動や情報入手に対する支援については、「必要とする」が22.4%、「必要としない」が51.9%、「わからない」が21.2%となっています。

災害時に助けてくれる人の有無については、「いる」が70.4%、「いない」が22.4%となっています。

■災害時の移動や情報入手に対する支援の必要性



■災害時に助けてくれる人の有無



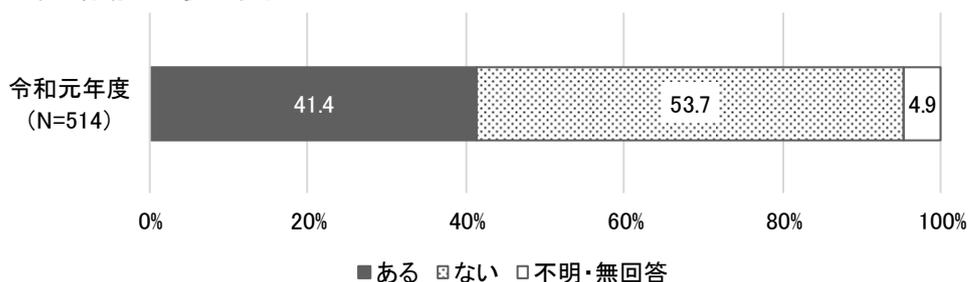
⑦ ボランティア活動について

ボランティア活動への参加状況については、参加したことが「ある」が41.4%、参加したことが「ない」が53.7%となっています。

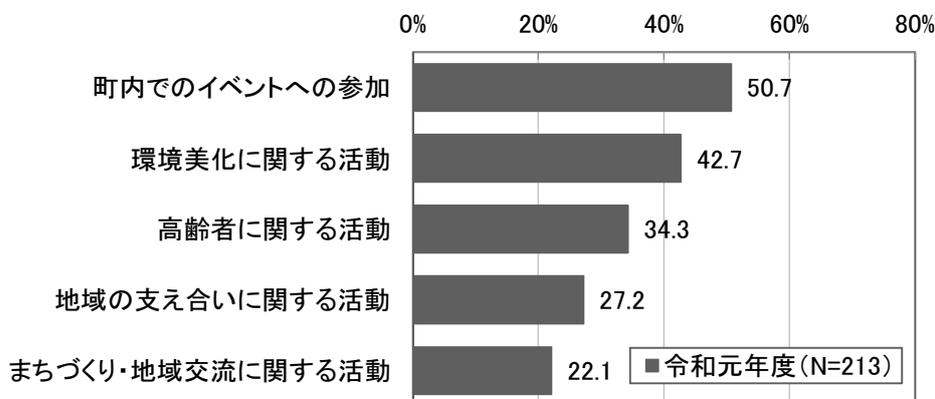
ボランティア活動に参加したことある人が、参加したことがある活動については、「町内でのイベントへの参加」が50.7%で最も高くなっています。次いで「環境美化に関する活動」が42.7%となっています。

ボランティア等に参加するために必要なことについては、「自分が健康であること」が65.8%で最も高くなっています。次いで「無理なく行えるものであること」が46.1%となっています。

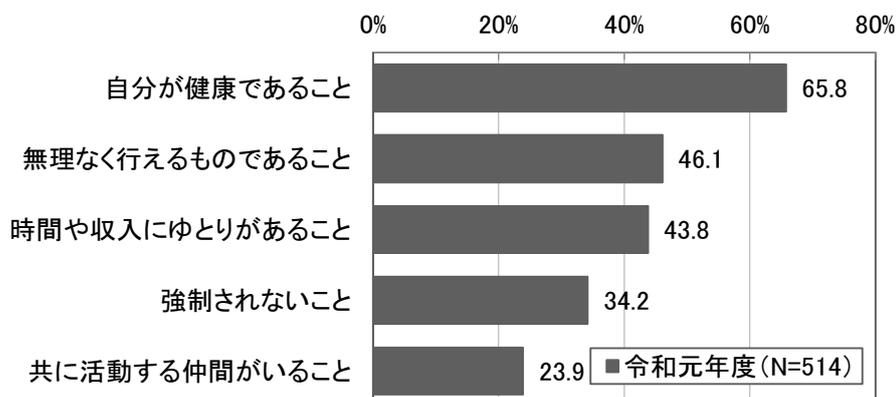
■ ボランティア活動への参加状況



■ 参加したことがある活動(上位5位) ※参加したことが「ある」人のみへの設問



■ ボランティア等に参加するために必要なこと(上位5位)

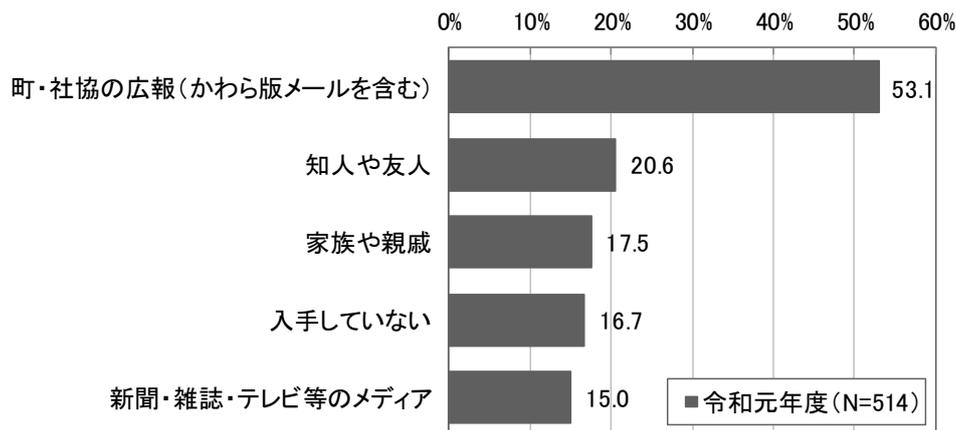


⑧ 地域福祉全般について

福祉に関する情報の入手先については、「町・社協の広報(かわら版メールを含む)」が53.1%で最も高くなっています。次いで「知人や友人」が20.6%となっています。

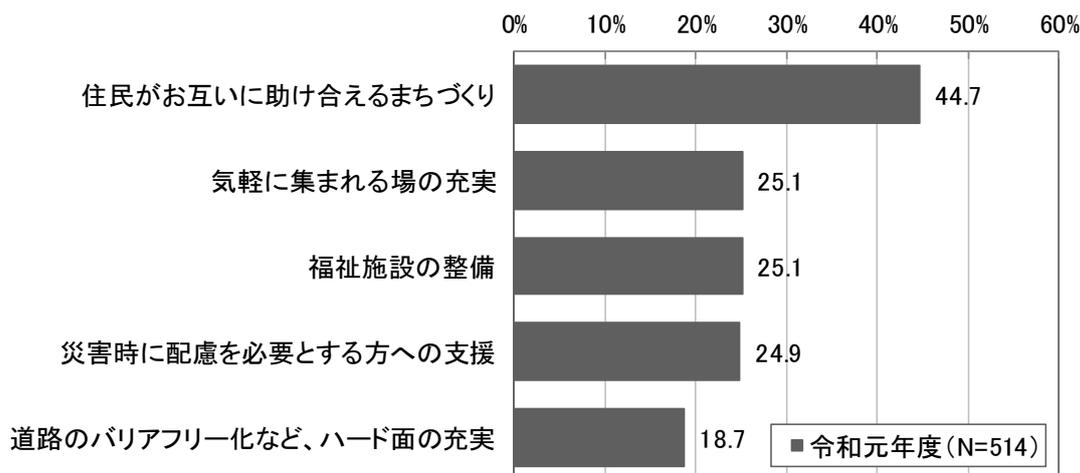
福祉や健康について知りたい情報については、「福祉や健康についてのサービスの利用方法についての情報」が40.5%で最も高くなっています。次いで「高齢者や障がいのある方についてのサービスや事業の情報」が37.0%となっています。

■福祉に関する情報の入手先(上位5位)



これからの本町の福祉で重点的に取り組むべきことについては、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」が44.7%で最も高くなっています。次いで「気軽に集まれる場の充実」「福祉施設の整備」がそれぞれ25.1%となっています。

■これからの本町の福祉で重点的に取り組むべきこと(上位5位)



◆◆◆ 3 団体ヒアリングの結果 ◆◆◆

(1) ヒアリング調査の実施概要

本計画の策定にあたり、まちづくりに対する考えや本町の福祉課題を把握するため、地域福祉に関わる活動団体に対し、調査シートによるヒアリングを実施しました。

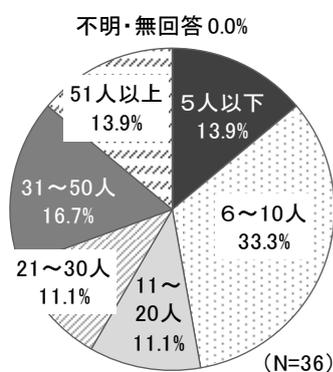
対象者	調査期間	調査方法	回収状況	
			回収数	回収率
坂祝町内の地域福祉に関わる活動団体	令和元年6月～7月	調査シートを直接配布・回収	36団体	100%

(2) ヒアリング調査の結果概要

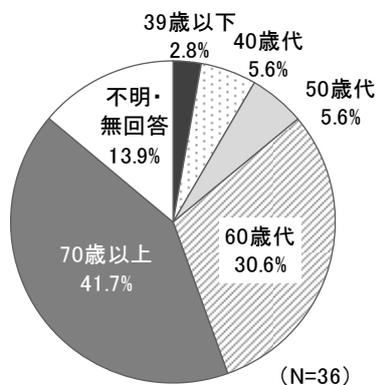
団体の概要

- 活動団体の分野は、健康・食育（5団体）、高齢者支援（5団体）、障がい者支援（3団体）、子育て支援・教育（10団体）、環境保全（3団体）、文化・スポーツ（7団体）、その他（4団体）となっています。（1団体で複数分野での活動あり）
- 団体の構成員数は、「6～10人」が最も高く、次いで「31～50人」となっています。平均年齢は「70歳以上」が最も高く、次いで「60歳代」となっており、高齢者が多くなっています。
- 構成員数の変化は、「やや減った」が最も高く、次いで「ほとんど変わらない」となっています。

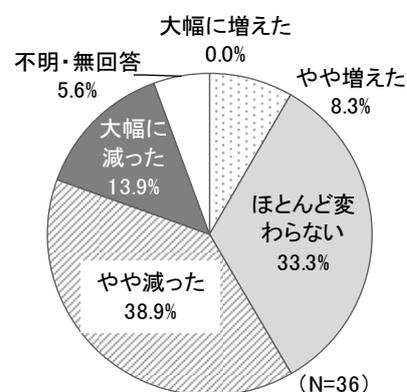
■ 構成員数



■ 平均年齢



■ 構成員数の変化



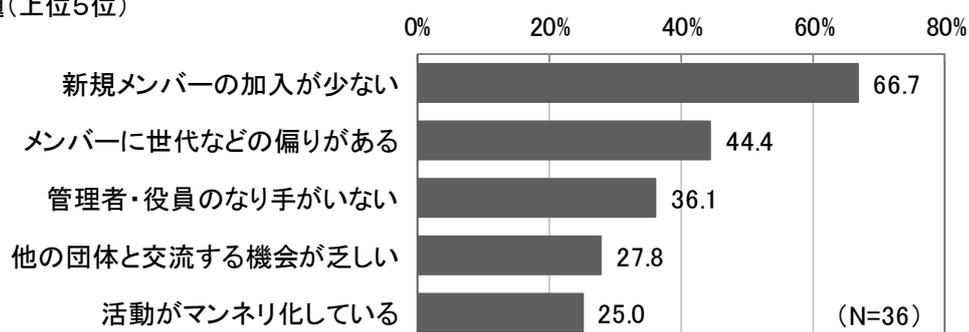
活動のきっかけ

- 以前から活動自体に興味があったり、社協が主催する講座に参加したことがきっかけとなり、活動を開始する団体が多くなっています。
- その他、友人や町の職員の勧誘や、子どもや高齢者、障がいのある人等、活動の対象となる人のために何かしたい、というきっかけがあげられています。

活動の課題

- 活動の課題は、「新規メンバーの加入が少ない」が最も高く、次いで「メンバーに世代などの偏りがある」となっています。
- 課題に対する取り組みとして、「新規メンバーの加入が少ない」に対しては、町文化祭等のイベントや集まりを通じての勧誘や、PR活動、体験教室の開催等があげられています。その他、専門性の不足に対しては県等が主催する講習会への参加、資金不足に対しては助成金等の活用、他の団体との交流についてはイベント等への参加等があげられています。一方で、課題に対してどう取り組めばよいかわからない、といった意見も多くなっています。

■活動の課題(上位5位)



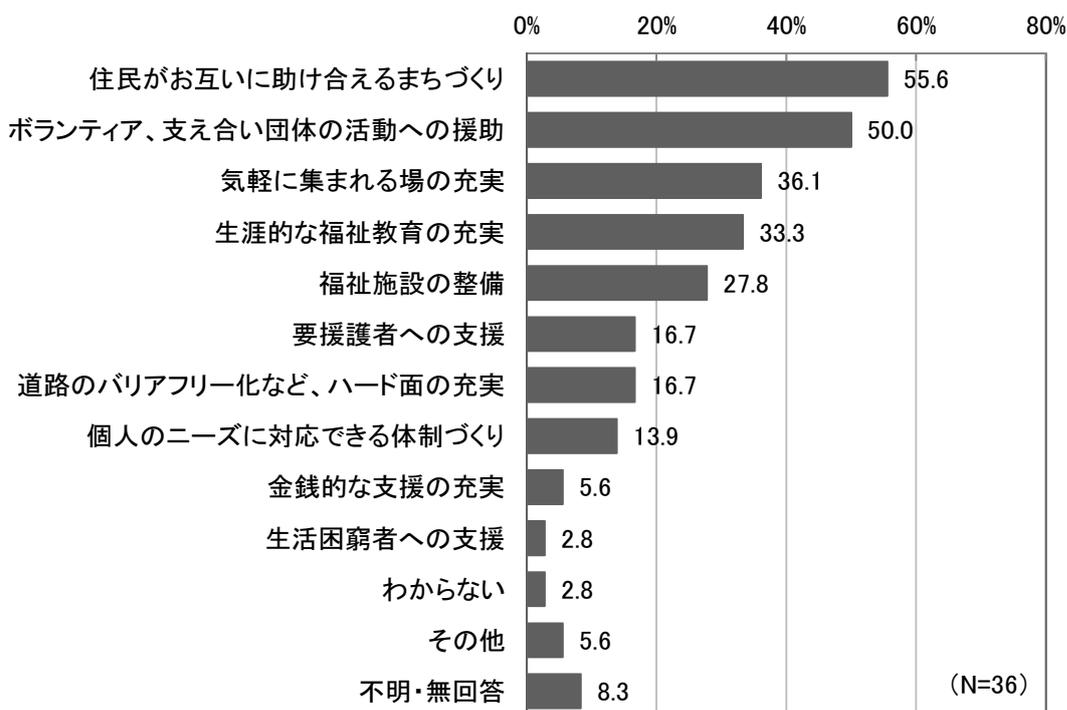
町・社協との関わり

- 町や社協との関わりとしては、協働した事業の実施や、町や社協の事業への協力・手伝い、町や社協主催のイベントへの参加、町や社協の施設の利用、資金援助等が多くなっています。その他、会議への参加や町・社協の職員が相談にのってくれる、などもあげられています。
- 町や社協に求める支援としては、活動の資金援助や、施設等の整備、広報・啓発の協力等があげられています。

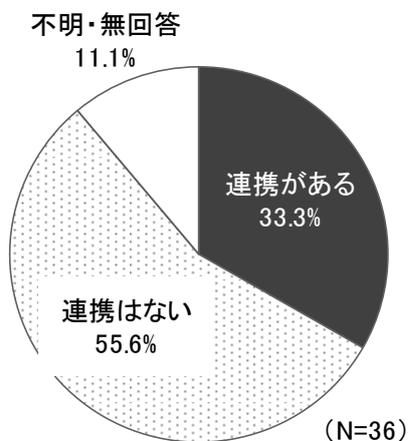
福祉全般

- 本町の福祉で重点的に取り組むべきことは、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」が最も高く、次いで「ボランティア、支え合い団体の活動への援助」となっています。
- 他の組織・団体との連携は、「連携がある」が33.3%となっています。連携の内容としては、相互の事業への参加や協力、情報共有等が行われています。

■本町の福祉で重点的に取り組むべきこと



■他の組織・団体との連携

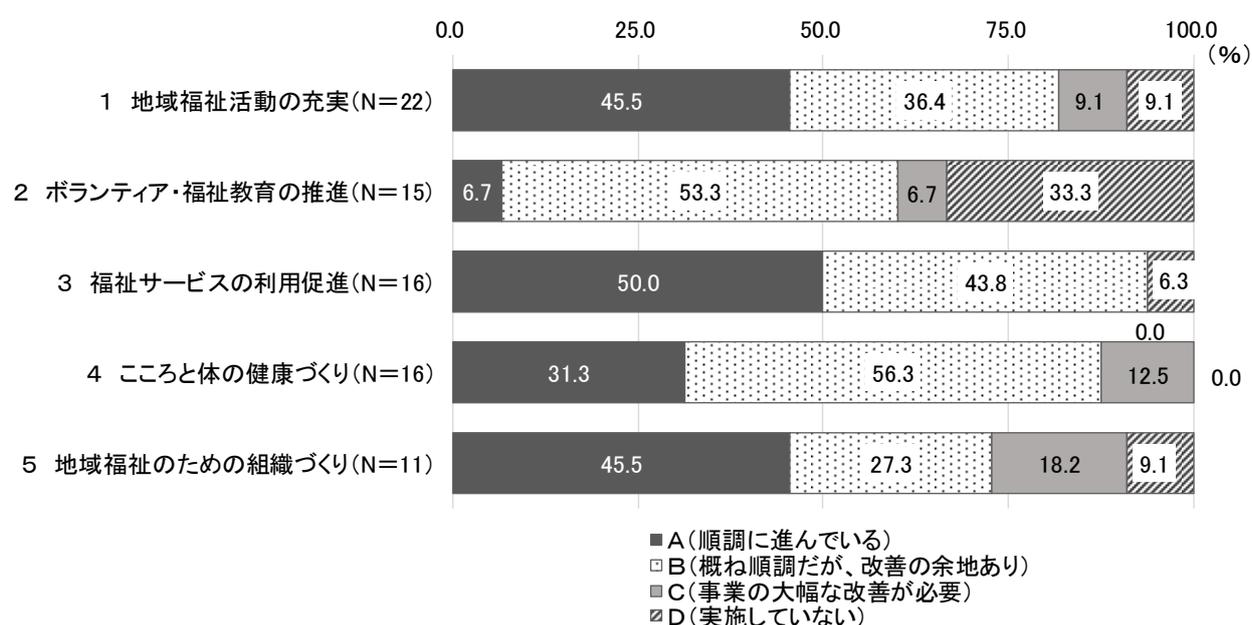


◆◆◆ 4 前回計画の評価 ◆◆◆

前回計画の進捗状況を把握するため、5つの基本目標を構成する各施策について、担当課による評価を行いました。

全体として、「1 地域福祉活動の充実」「3 福祉サービスの利用促進」「5 地域福祉のための組織づくり」はA評価（順調に進んでいる）が半数程度となっていますが、「2 ボランティア・福祉教育の推進」「4 こころと体の健康づくり」については、B評価（概ね順調だが、改善の余地あり）が多くなっています。

■前回計画の進捗状況



基本目標1 地域福祉活動の充実

① 地域における支え合い活動の充実

- 地域支え合い団体の活動支援を行ってきましたが、支え合い団体を主体とした生活支援サービスは提供できておらず、地域での支援体制のあり方について検討が必要となっています。
- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置により、住民の生活の困りごとに柔軟に対応ができ、個々の生活に寄り添ったサービスが提供できています。

② 地域における見守り体制の整備

- 福祉避難所の整備に取り組んでいますが、ボランティアとの協働は進んでいないため、協働体制の構築が必要です。
- 災害ボランティアセンター立ち上げに向けての訓練は、毎年実施できていません。
- 高齢者等見守り活動については、町内の事業所だけでなく、近隣の事業所とも協力ができていますが、連絡会議は実施できていません。事業所間の調整を図る必要があります。

③ 地域交流の拠点づくり

- ふれあいサロン等の地域交流を実施していますが、参加者が固定されており、新規参加者の確保が求められます。
- 総合福祉会館「サンライフさかほぎ」の老朽化が進んでいるため、計画的な環境整備が求められます。

基本目標2 ボランティア・福祉教育の推進

① ボランティア活動の推進

- ボランティア活動の担い手となる人材の発掘・育成に向けて、ボランティア交流会を開催していますが、地区単位では実施していないため、今後はその必要性も含め検討が必要です。
- 町内の福祉施設から依頼があれば、ボランティア活動とのマッチングを行っています。
- 地域支え合い団体の取り組みや見守り活動の中で、ボランティア活動の活用ができていません。どのような場で設定ができるかの検討が必要です。

② 福祉教育の推進

- 福祉協力校・園を指定し、福祉活動を推進しています。現在は、福祉学習の手引きを作成中です。
- 生涯学習における福祉学習については講座が1つしかなく、十分なアプローチを行えていません。そのため、講座数を増やしていく必要があります。
- 団体や事業所の要請により福祉講座を開催していますが、実際の依頼はなく、十分な周知も行えていません。どのような講座が開催できるか、具体的な内容の設定と周知が求められます。

基本目標3 福祉サービスの利用促進

① 相談体制の充実

- ・「くらし安心相談室サンライフ」を開設し、住民の生活の困りごとに対して迅速かつ柔軟な対応ができています。
- ・民生委員・児童委員との連携については、毎月の会議により要支援ケースについての情報共有・検討ができています。
- ・SNSを活用し地域包括支援センターの周知を図っていますが、認知度はまだ低く、効果的な周知が求められます。

② 情報提供体制の充実

- ・社協だよりや広報さかほぎ、ホームページ等で福祉制度やサービスの情報を発信しています。
- ・情報のバリアフリー化に向けて、誰もがわかりやすいホームページを作成していますが、その他の伝達手段等についても検討する必要があります。

③ 福祉サービスの質の向上

- ・成年後見制度に関する講演会を開催していますが、参加者は少なく、周知も進んでいません。また、市民後見人の育成もできていないため、引き続き周知を図るとともに、住民にわかりやすい方法や参加しやすい形式を検討する必要があります。
- ・様々な福祉サービスを提供していますが、複合的なニーズに応じたサービスの提供は難しく、住民やボランティアとの連携により支援を充実させる必要があります。

基本目標4 こころと体の健康づくり

① 健康づくりの推進

- ・住民の健康の維持に向けて各種健診を実施していますが、40歳代の受診率は向上していません。若い世代が気軽に受診できるよう、健診期間や方法の見直しが必要です。
- ・生活習慣病予防や介護予防、こころの健康づくりに向けて様々な取り組みを展開しています。今後も住民が取り組みやすい環境を整備していくことが求められます。

② 食育の推進

- ・食生活改善推進員の協力により、地域で様々な食育推進活動を展開していますが、会員の高齢化が進んでおり、活動の範囲が限定されつつあります。若い世代の会員の確保が求められます。
- ・子どもの食育は、保護者への働きかけも重要であり、ライフスタイルにあった食育の取り組みや食の情報提供が必要です。

基本目標5 地域福祉のための組織づくり

① 社会福祉協議会の基盤整備

- 町と社協による連絡調整会議において、情報を共有しています。
- 各種事業の情報をホームページに掲載していますが、参加者の増加に向け、効果的な情報発信方法を検討する必要があります。
- 事業参加者への加入依頼は進んでいません。加入のメリットや社協の財源・財政状況を明確にし、会員の確保に努める必要があります。



◆◆◆ 5 坂祝町の主要課題 ◆◆◆

主要課題1 地域のつながりが希薄化し、地域力が低下している

ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、本町においても、地域において困ったときお互いに助け合える付き合いをしている人は少なくなっています。また、時間的に余裕がない、参加しにくいなどの理由から、地域活動にまったく参加していない人もみられます。

支え合い・助け合いのまちづくりに向けて、住民一人ひとりの意識の向上を図り、地域のつながりを深め、地域の相互扶助機能を高めていく必要があります。

主要課題2 地域福祉を担う人材が不足している

現在本町では様々なボランティアグループが地域福祉活動を行っていますが、どの団体においても、会員の減少や高齢化・固定化、役員のみならず手不足といった課題を抱えています。

その一方で、高齢者のみの世帯や認知症高齢者、障がいのある人、社会的に孤立している人等が増加傾向にあり、公的サービスの拡充のみでは対応しきれない問題も数多く存在しています。地域福祉を推進するためには、住民の地域活動への参画を促進することで新たな担い手を確保し、地域福祉活動を活性化していくことが求められます。

主要課題3 福祉ネットワークの整備が不十分

本町では、地域支え合い団体や生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等により、小地域福祉活動が実施されていますが、地域支え合い団体から主体的に住民への生活支援サービスが提供できていないなどの課題がみられます。また、ボランティア活動についても、生活支援に結びつけるコーディネートができておらず、それぞれの活動の連携が十分でない状況となっています。

複合的な問題を抱える住民に対しても、包括的な支援を提供することができるよう、各主体の活動を支援するとともに、それぞれの活動をつなぐネットワークを構築することが求められます。また、行政の福祉サービスにおいても分野横断的な連携が必要になっています。

主要課題4 地域が一体となった災害対策が求められる

近年多発する自然災害により、緊急時や災害時に不安を抱える住民が増加しています。本町においては「地域防災計画」や「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、福祉避難所の整備をはじめ、災害時の福祉支援体制の整備に取り組んでいますが、ボランティアとの協働体制や災害ボランティアセンター立ち上げに向けての訓練方法等において課題が残っている状況です。

東日本大震災をきっかけに、「公助」の限界が明らかになった一方で、「自助」「共助」の重要性が再認識されている中、災害時の迅速な対応に向けて、「自助」「互助」「共助」の促進による地域ぐるみの災害時支援体制の構築が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

◆◆◆ 1 基本理念 ◆◆◆

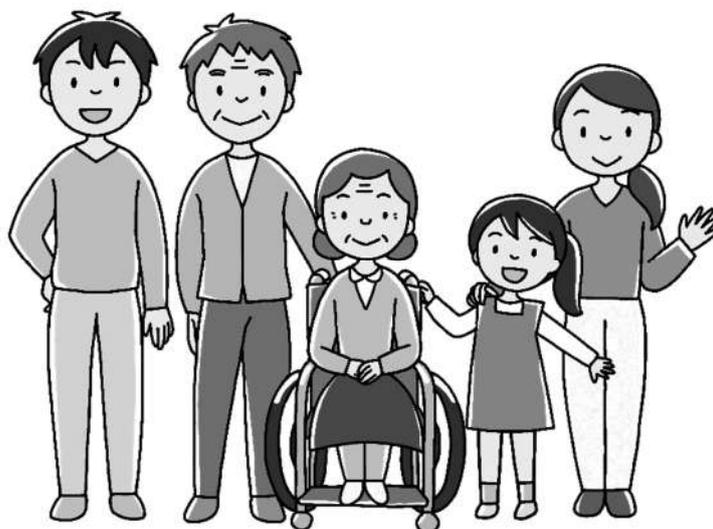
本町では、「第6次坂祝町総合計画」で「暮らしたい 訪れたい 魅力あふれるまち さかほぎ」をまちの将来像に掲げています。これを踏まえて、本町の魅力を活かしながら住民一人ひとりが地域と関わることで、元気で活気のある、住民が住み続けたいと思えるまちづくりを進めてきました。

一方で、地域が抱えている課題は、社会環境の変化に起因して、ますます多様化しています。これらの地域生活課題を解決するためには、行政のサービス提供だけでは難しく、住民・地域・ボランティア・事業者などが主体としての役割を認識し、それぞれが連携・協働することが大切です。

以上を踏まえて、本町では、全ての住民が地域生活課題への理解を深め、尊重し合うところ・支え合いのころを持って課題を解決することにより、住民一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちを目指すこととし、基本理念を「誰もが助け合って暮らせるまち さかほぎ」とします。

【基本理念】

誰もが助け合って暮らせるまち さかほぎ



◆◆◆ 2 基本目標 ◆◆◆

基本目標1 福祉の意識づくり

福祉のまちづくりの実現には、地域での様々な困りごとを「自分自身のこと」として意識し、地域の課題を身近なものとして捉えることが重要です。様々な機会を活用し、地域福祉の必要性についての周知啓発を進めるとともに、地域における交流機会を提供することで、「顔のみえる関係」をつくり、地域のきずなを深めます。

基本目標2 支え合いの地域づくり

地域福祉を推進するためには、顕在化しない小さな地域の困りごとや支援を必要としている人に、地域で気づき、支え合い、助け合える環境が必要です。地域の中で住民がともに支え合い、互助・共助の活動を活発化するため、地域福祉の担い手となる人材の育成に努めます。あわせて、地域で福祉活動を行っている団体に対する活動支援に取り組み、小地域福祉活動の推進を図ります。

基本目標3 適切な支援につなぐ仕組みづくり

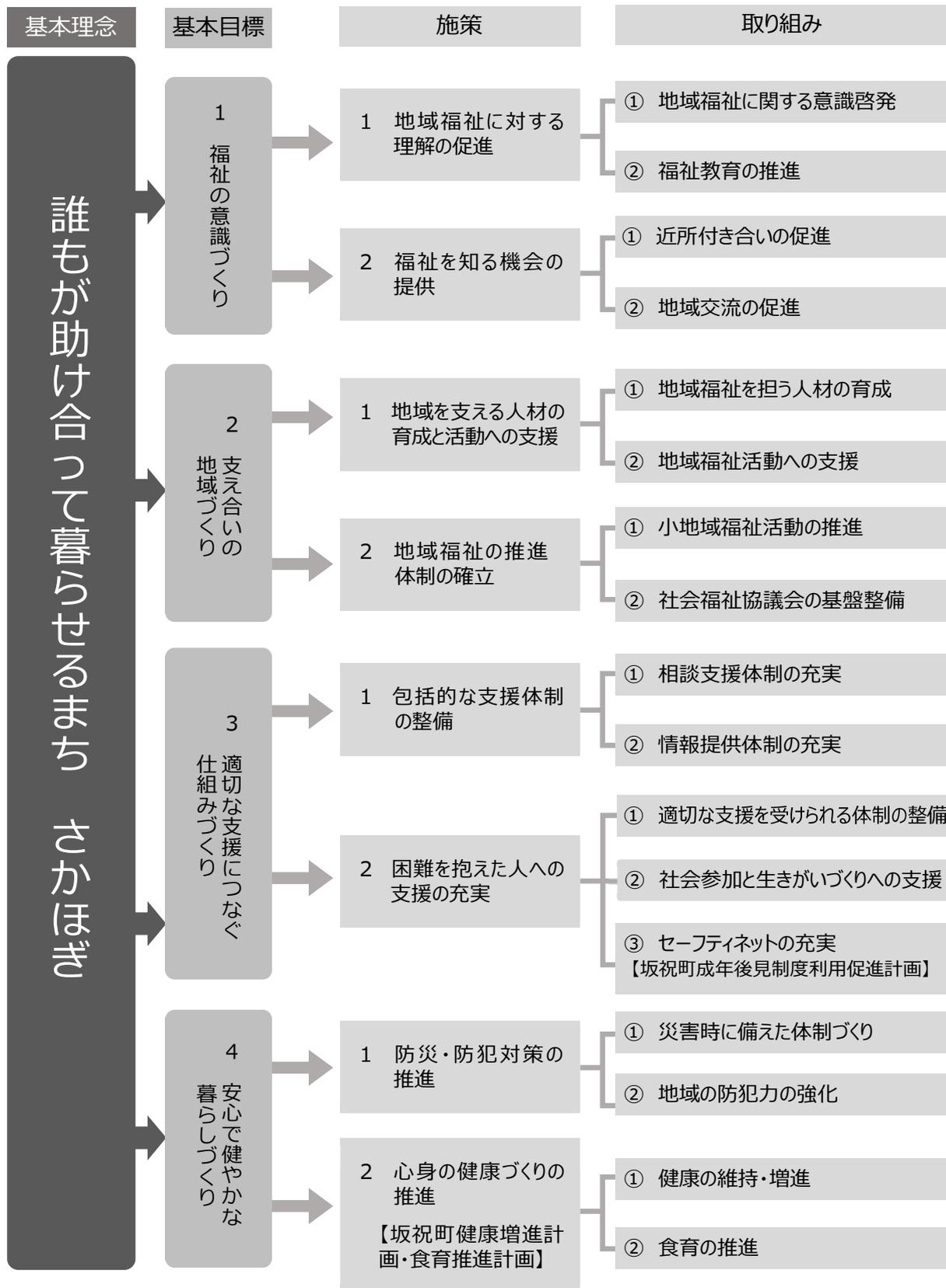
地域の中では、子どもから高齢者や、障がいのある人やない人、様々な国籍の人などが暮らしており、多種多様な福祉課題が存在しています。そのため、地域の中で困難を抱えている人が、それぞれの状況や困りごとに応じて適切な支援・サービスを受けられるよう、相談支援体制や情報提供体制を強化するとともに、適切な支援を受けられる体制の整備に取り組みます。また、権利擁護が必要な人、生活困窮者など、複合的な課題を抱えるケースに対応できるよう、分野横断的な取り組みによる支援を行います。

基本目標4 安心して健やかな暮らしづくり

高齢化の進展により、支援を必要とする人が増えてきている中で、災害や犯罪に対して様々な不安を抱えている人も増加しています。誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域が一体となった災害時の支援体制を構築するとともに、地域の見守り等による防災・防犯活動を推進します。

また、健康で長生きすることは誰もが願うことであり、豊かな人生を送るためにも、健康は欠かせないものです。住民が生涯にわたって健康を維持できるよう、ライフステージに応じた心身の健康づくりに取り組みます。

◆◆◆ 3 計画の体系 ◆◆◆



第4章 施策の展開

◆◆◆ 基本目標 1 福祉の意識づくり ◆◆◆

【現状と課題】

社会情勢等から

- 世帯規模の縮小、ライフスタイルや価値観の多様化等から人間関係が希薄になり、住民の地域社会に対する関心も薄れつつあります。
- 核家族化や地域コミュニティの弱体化等によって、日常生活の中で地域の人と交流する機会が少なくなってきました。

住民意識調査から

- 福祉について関心のあることは、「高齢者支援」「地域の助け合い活動」が高くなっていますが、少数ながら「いずれにも関心がない」と回答する人もみられます。
- 何らかの地域活動に参加している人は半数以上となっていますが、まったく参加したことがない人もみられます。参加していない理由としては、「時間的な余裕がないから」「行ったことがないので参加しにくいから」「活動・行事の情報を知らないから」が上位となっています。
- 隣近所との付き合いは、「顔を合わせた時にあいさつをする程度」が最も高く、「困ったときお互いに助け合える程度」の付き合いをしている人は少なくなっています。

前回計画の評価から

- 生涯学習における福祉に関する講座は1つしか実施されていません。
- 団体や事業所からの福祉講座の開催依頼はなく、周知も進んでいません。
- ふれあいサロンの参加者が固定化しています。

課題 1

住民の福祉に関する意識の向上に向けて、住民に伝わりやすい方法での周知啓発や福祉教育の充実を図る必要があります。

課題 2

近所付き合いの活性化のため、地域や福祉に関する意識の向上とともに、自治会への加入促進等に取り組む必要があります。

課題 3

住民の地域活動への参加促進に向け、地域交流や地域活動の機会の提供とともに、参加しやすい環境づくりが求められます。

施策1 地域福祉に対する理解の促進

【施策の方向性】

地域福祉を支えるのは住民一人ひとりの意識であるため、住民の福祉意識の醸成を図るとともに、学校・地域・家庭における福祉教育を推進し、地域福祉への理解を深めます。

① 地域福祉に関する意識啓発

住民の取り組み

- ◆ 地域のつながりや地域福祉の重要性について考えましょう。
- ◆ 社協だよりや広報さかほぎ、ホームページ等を通じ、町や社協の福祉施策について学びましょう。
- ◆ 地域の集まりや回覧板等を通じて、地域福祉に関する情報を共有しましょう。

町・社協の取り組み

- ◆ 地域福祉の重要性や地域の福祉課題についての周知啓発を行います。

【町・社協の主な取り組み】

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
広報やホームページ等を活用した福祉意識の啓発	◆社協だより、広報さかほぎ、ホームページ等を活用して、地域福祉の重要性や地域の福祉課題についての啓発を行うとともに、情報のバリアフリー化に向けて、誰もがわかりやすいホームページの作成に努めます。	町・社協
福祉イベントの開催	◆福祉イベント等の機会を活用し、地域福祉の重要性の啓発を行います。	町・社協

② 福祉教育の推進

住民の取り組み

- ◆ 福祉に関するイベントや講演会等に積極的に参加しましょう。
- ◆ 家庭や地域で、子どもを交えて福祉について話をしましょう。
- ◆ 自主的な学習や体験により、福祉に対する正しい知識を身につけましょう。

町・社協の取り組み

- ◆ 学校教育や生涯学習を通じ、福祉教育を推進します。

【町・社協の主な取り組み】

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
福祉学習の推進	◆ 子どもの頃から福祉に関心を持つことができるよう、地域の協力を得ながら、小中学校での福祉学習を実施します。	社協
福祉協力校・園の指定	◆ 福祉協力校・園を指定し、活動費を助成します。	社協
福祉学習プログラムの作成	◆ 学校教育において、年齢に応じた福祉学習のプログラム化を行います。 ◆ 地域・園・学校協働活動の一つとして、シニアクラブ等との協働による福祉活動を行います。	社協 園・学校
生涯学習における福祉教育の推進	◆ 生涯学習において、福祉に関する講座等を開催し、住民の福祉意識の高揚を図ります。	町
福祉講座の開催	◆ 町内の団体・事業所の要請に応じて、福祉についての講座を実施します。	社協

施策2 福祉を知る機会の提供

【施策の方向性】

住民が地域や地域の福祉課題に興味・関心を持つきっかけづくりや支え合いの意識づくりに向け、住民間のコミュニケーションの活性化を図ります。

① 近所付き合いの促進

住民の取り組み

- ◆ 地域のことや隣近所の人に関心を持ちましょう。
- ◆ 日頃からあいさつを心がけましょう。
- ◆ 自治会活動に積極的に参加しましょう。

町の取り組み

- ◆ 自治会への加入促進に取り組みます。

【町・社協の主な取り組み】

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
自治会への加入促進	◆地域コミュニティ活動への参加意識を高めるため、様々な場面において自治会への加入を呼びかけます。	町



② 地域交流の促進

住民の取り組み

- ◆ 地域での交流に積極的に参加しましょう。
- ◆ 隣近所で声をかけあって、地域の行事・イベントに参加しましょう。
- ◆ 地域の施設を活用し、地域住民が集まれる機会をつくりましょう。

町・社協の取り組み

- ◆ 地域の交流拠点の整備を行います。
- ◆ 様々な交流機会を提供します。
- ◆ 総合福祉会館「サンライフさかほぎ」等での活動を広く周知します。

【町・社協の主な取り組み】

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
地域交流に関する情報発信	◆社協だより・広報さかほぎ・ホームページを活用して、交流イベント等に関する情報を発信し、住民の地域参加を促します。	社協
地区公民館への補助	◆地域活動の拠点となる地区公民館の施設整備に向けて、補助金を交付します。	町
地区公民館の開放	◆住民が身近に交流できる場として、公民館の開放に努めるとともに、公民館の活用に向けた調整を行います。	社協
総合福祉会館「サンライフさかほぎ」の充実	◆総合福祉会館「サンライフさかほぎ」が住民にとって気軽に集える場となるよう、ソフト・ハード両面の整備を積極的に行います。	町 社協
多世代交流の推進	◆総合福祉会館「サンライフさかほぎ」や放課後児童クラブを活用し、地域の多世代交流を促進します。	町 社協
ふれあいサロン	◆各地区公民館等で、高齢者と地域住民がふれあう機会を提供します。	町 社協

◆◆◆ 基本目標 2 支え合いの地域づくり ◆◆◆

【現状と課題】

社会情勢等から

- 地域の関係性の希薄化から、住民同士での助け合い、支え合いの意識が薄れてきています。
- 高齢化の進展や障がいのある人の自立に向けた地域移行の促進等により、地域の支え合いの重要性はますます高まっています。

住民意識調査から

- ボランティア活動には、半数以上が参加したことがないと回答しており、参加するために必要なこととしては、「自分が健康であること」「時間や収入にゆとりがあること」といった個人の問題のほか、「無理なく行えるものであること」「共に活動する仲間がいること」なども上位にあげられています。
- 地域で支援を必要としている人への考えは、「隣近所同士、できる範囲で助け合うべきである」が最も高くなっていますが、「支援は町や社協がすべきことなので、隣近所同士でする必要はない」と回答する人も少数ながらみられます。
- 地域の人から受けたい支援や協力は、「日常的な見守りや声掛け」をあげる人が約半数と高く、また、本町が福祉で重点的に取り組むべきこととしては、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」が最も高くなっています。

団体ヒアリングから

- 地域で福祉活動に関わる団体の会員の減少や高齢化が進んでおり、人材の確保が課題となっています。

前回計画の評価から

- 地域支え合い団体が主体となった生活支援サービスの提供には至っていません。
- 地域支え合い団体の取り組みや見守り活動の中で、ボランティア活動の活用ができていません。

課題 1

地域における福祉活動を担う人材の発掘・育成が課題となっています。

課題 2

地域の様々な主体が連携し、地域ごとの課題の把握とその対策を検討することで、地域の支え合いの仕組みを構築する必要があります。

施策1

地域を支える人材の育成と活動への支援

【施策の方向性】

地域福祉の担い手となる人材の発掘・育成を進めるとともに、福祉活動の重要な役割を果たす民生委員・児童委員やボランティア団体等の活動支援を行います。

① 地域福祉を担う人材の育成

住民の取り組み

- ◆ 地域のボランティア活動がどのような活動をしているか、興味を持ちましょう。
- ◆ 身近なボランティア活動に参加するなど、できることからはじめてみましょう。
- ◆ ボランティアに関心がある人は、自分の経験や知識、特技を活かし、積極的に参加しましょう。

地域の取り組み

- ◆ ボランティア団体の活動を周知し、体験活動の機会を提供しましょう。

町の取り組み

- ◆ ボランティア育成のための支援を行います。
- ◆ ボランティアに対するニーズ把握を支援します。
- ◆ イベントを活用したボランティア活動の紹介を行います。

社協の取り組み

- ◆ 町内で活動するボランティア団体の周知と活動への参加を呼びかけます。
- ◆ 地域住民のボランティアに対するニーズ把握に努め、必要なものについて講座等を開催し、担い手を養成します。

【町・社協の主な取り組み】

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
ボランティア交流会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、「ボランティア交流会」を開催するとともに、地区ごとの開催についての検討を行います。 ◆ボランティア活動への支援や学習する機会の充実を図ることで、ボランティアの育成に取り組みます。 	町 社協
認知症サポーター養成講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症の人やその家族に対する見守り、支援を行うサポーターを養成するための講座を開催します。 ◆小学生や中学生を対象としたサポーター養成講座を実施するとともに、働く世代に対して、認知症や介護に関する情報提供や啓発を行います。 ◆講座を受講した人を、キャラバンメイトの活動や行方不明高齢者の探索訓練への参加につなげます。 	町 社協
研修機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉を担う人材の資質の向上と裾野拡大に向け、福祉専門職や福祉関連サービスの関係者、ボランティア等に対する研修機会の確保に努めます。 	社協
福祉委員の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉の推進役である福祉委員について、その役割の見直しと明確化を図り、活動を支援します。 	社協



② 地域福祉活動への支援

住民の取り組み

- ◆ ボランティアセンターを積極的に活用してみましょう。

地域の取り組み

- ◆ 町や社協に支援してほしいことについて伝えてみましょう。
- ◆ ボランティアセンターを積極的に活用してみましょう。
- ◆ ボランティア団体連絡協議会に参加してみましょう。

町の取り組み

- ◆ 社協が運営するボランティアセンターやボランティアコーディネーターへの支援を行います。

社協の取り組み

- ◆ ボランティアセンターの機能強化とボランティアコーディネーターの資質向上を図ります。
- ◆ 団体の活動拠点となる場の確保や情報提供等、活動への支援を行います。
- ◆ 講座等を通じて育成したボランティアが地域で活躍できる仕組みをつくります。
- ◆ ボランティア活動ポイント制度導入に向けた調査研究を行います。

【町・社協の主な取り組み】

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
ボランティア団体連絡協議会への支援	◆地域のボランティア団体の連絡・調整を行う「ボランティア団体連絡協議会」の活動に対する支援を行い、機能向上を図ります。	社協
活動場所の確保	◆ボランティア団体や地域活動の場の確保に向け、ボランティア団体の活動を把握し、調整を図ります。	社協
ボランティア等の情報発信	◆社協だよりやホームページ、SNSを活用し、タイムリーな情報発信を行います。	社協
ボランティアセンターの機能強化	◆ボランティアに関する相談や情報提供を行う「ボランティアセンター」の機能強化を図り、ボランティアをしたい人としてほしい人の円滑なコーディネートを図ります。	社協
団体間の連携の促進	◆地域活動やボランティア活動に関する情報を収集し、ボランティア同士や団体間の交流、連携が充実できるよう働きかけます。	町 社協

【施策の方向性】

地域支え合い団体をはじめとした小地域福祉活動について、地域の多様な主体が連携しながら、地域の関わり合いの強化や課題の解決に取り組む仕組みをつくります。また、より効果的な支援を行えるよう、社協の基盤強化を進め、地域住民等による小地域ネットワーク活動の連携の強化を図ります。

① 小地域福祉活動の推進**住民の取り組み**

- ◆ 地域支え合い団体の取り組みを知り、可能な方法で参加しましょう。
- ◆ 隣近所で気になる人がいれば、声掛けや手助けをしましょう。
- ◆ 地域の行事や活動に積極的に参加し、地域の生活課題の把握に努めましょう。
- ◆ 日常生活の困りごとや、あったらいいなと思うことを自治会や社協に伝えましょう。

地域の取り組み

- ◆ 団体活動や民生委員・児童委員の訪問活動等を通じて、支援を必要とする人の把握に努めましょう。
- ◆ 各地域において見守り活動を組織的に進めていくため、地域福祉に関わる団体は町や社協と連携し、見守りネットワークの構築に取り組みましょう。

町の取り組み

- ◆ 地域支え合い団体の活動を支援します。

社協の取り組み

- ◆ 地域支え合い団体への情報提供、コーディネート等を行い、全面的にサポートします。
- ◆ 小地域での集まりなどに参加し、地域課題の把握と、地域福祉活動に携わる人たちとの連携を深めます。

【町・社協の主な取り組み】

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
地域支え合い団体活動への支援	◆地域の福祉課題の解決・改善に向けた方策を住民全体で考えるための「地域支え合い団体」に対し、補助金交付や「支え合い団体代表者連絡協議会」の開催、団体の支援計画の支援等を行います。	町 社協
多様な主体による生活支援サービスの提供	◆地域の福祉課題の解決に向け、地域支え合い団体やボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体により重層的に生活支援サービスが提供できるよう、展開と発展に向けた検討を行います。	社協
坂祝町高齢者等見守りネットワーク事業	◆配達業者等と協定を結び、高齢者等の見守りを行うとともに、支援が必要と思われる人を適切な支援につなげる仕組みづくりをします。	町
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活用	◆地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、高齢者等へ日常的に生活支援サービスが提供できる体制を構築します。 ◆買い物等の移動手段の悩みを持つ人への移動支援サービスについて検討します。	町 社協



② 社会福祉協議会の基盤整備

町の取り組み

- ◆ 補助金等により社協の安定した運営を支援します。
- ◆ 定期的な連絡調整会議の開催等により、相互の連携強化を図ります。

社協の取り組み

- ◆ 情報の開示等により、運営の透明性を図ります。
- ◆ 行政からの補助金や会費に頼らない新たな財源の確保について研究します。
- ◆ 町との定期的な連絡調整会議の開催等により、相互の連携強化を図ります。

【町・社協の主な取り組み】

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
社協への補助	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域福祉推進の中核を担う社協に対し、補助金を交付します。 ◆ 人材の精査と費用のバランスとを考慮し、必要に応じて補助金制度の見直しを行います。 	町
会員の積極的な獲得	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各事業の案内を通じて、財源や財政状況の周知を図るとともに、各種事業参加者や来館者に会への加入を呼びかけます。 ◆ 社協だよりを活用し、賛助会員企業や加入のメリットを紹介し、会員の獲得に努めます。 	社協
提言受託による補助金・受託金の獲得	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町への提言により、既存事業の委託化や新規事業の受託、民間の補助金の獲得等につなげます。 	社協
連絡調整会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町と社協による連絡調整会議を実施し、事業や地域の課題について情報共有を図ります。 	町 社協
各種情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社協だよりやホームページを活用して、社会協議会の取り組み等に関する情報を開示します。 	社協
共同募金	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民間社会福祉事業の健全な発展を図るため、共同募金を実施します。 	社協
基金の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域福祉のさらなる推進に向けて、目的別基金の創設を検討します。 	社協

◆◆◆ 基本目標3 適切な支援につなぐ仕組みづくり ◆◆◆

【現状と課題】

社会情勢等から

- 世帯の小規模化や地域のつながりの希薄化等により、社会から孤立する人が生じやすくなっています。また、支援を必要としていても外部に助けを求めることができず、必要な支援やサービスにつながない人もみられます。
- 生活困窮者や虐待・DV被害者が増加している傾向にあります。また、8050問題、孤独死、ダブルケア、ごみ屋敷といった問題も生じており、公的支援制度の狭間にあるために支援が行き届かない人も増加しています。
- 高齢化に伴い、高齢夫婦世帯やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者等が増加しており、日常生活の金銭管理や消費契約等への社会的なサポートが必要になっています。

統計データから

- 本町においても高齢化が年々進行し、2025年にはおよそ3人に1人が高齢者となることが予測されています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も年々増加しています。

住民意識調査から

- 生活の中で困っていることや悩んでいることは「お金に関すること」が最も高く、次いで「心身の健康に関すること」となっています。相談相手は「家族や親戚」「知人や友人」が高くなっています。

前回計画の評価から

- 地域包括支援センターの周知が進んでいません。

課題1

多様で複合的な課題を抱える人の支援に向けて、分野横断的な相談体制の充実や効果的な情報発信が必要です。

課題2

生活上の様々な困難を抱えている人への多様な支援の充実とともに、制度の狭間からこぼれ落ちないようにセーフティネットの構築が求められます。

課題3

社会的孤立を防ぐため、社会参加の促進や生きがいづくりに取り組む必要があります。

施策1 包括的な支援体制の整備

【施策の方向性】

生活上の様々な困難を抱える人が地域で安心して暮らせるよう、課題の把握から適切な支援やサービスへと迅速につなげる包括的な相談支援体制を整備します。

また、誰もが必要な情報を得ることができるよう、積極的な情報発信に取り組みます。

① 相談支援体制の充実

住民の取り組み

- ◆ 不安や悩みは一人で抱え込まず、民生委員・児童委員に相談したり、各相談窓口を活用したりしましょう。
- ◆ 地域において、日頃から不安や悩みを相談できる関係を築きましょう。
- ◆ 社協だよりや広報さかほぎ、ホームページを活用し、相談窓口を把握しましょう。
- ◆ 日常生活において、支援を必要とする人を発見した際、町や社協等に伝えましょう。

町の取り組み

- ◆ 様々な分野や領域に及び相談に対応できるよう、社協をはじめ関係機関と連携し、相談支援に関するネットワーク体制を強化します。
- ◆ 住民のライフステージに応じた一貫性・継続性のある相談体制を構築します。
- ◆ 地域包括支援センターの機能やネットワークを強化し、周知・利用促進を図ります。

社協の取り組み

- ◆ 様々な分野や領域に及び相談に対応できるよう、町をはじめ関係機関と連携し、相談支援に関するネットワーク体制を強化します。
- ◆ 相談窓口を明確にし、住民の声が届きやすくします。
- ◆ 「声なき声」に寄り添って支援するため、積極的なアウトリーチを実施します。
- ◆ 住民のライフステージに応じた一貫性・継続性のある相談体制を構築します。

【町・社協の主な取り組み】

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
高齢者の総合的な相談支援	◆ 介護や福祉に関する地域の総合的な窓口である「地域包括支援センター」において、福祉サービスなどに関する情報提供や実態把握を行うとともに、高齢者の様々な相談に対応し、専門的な支援につなげます。	町

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
障がい者の相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がいのある人とその家族等からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障がい者相談支援事業所の周知に努めます。 ◆身体障がい者相談員による相談を実施し、身体に障がいのある人の様々な相談に応じます。 	町
子育てに関する相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種訪問事業や相談事業において、子育てに関する様々な相談に応じ、適切なサービスや支援につなげます。 ◆発達やことば、集団適応など、子どもの成長発達に関する相談・支援を行う「つくんこ教室」を開催します。 	町
ひとり親家庭ふれあい交流会	◆ひとり親家庭が互いの悩みを相談したり、情報交換し合う場として「ひとり親家庭ふれあい交流会」を開催し、ひとり親家庭の交流を促進します。	社協
コミュニティソーシャルワーク事業の充実	◆多様で複合的な課題を抱える人を支援するため、「くらし安心相談室サンライフ」において、コミュニティソーシャルワーカーがあらゆる生活上の相談に応じ、適切な支援につなげます。	社協
民生委員・児童委員による相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆住民からの相談に迅速に対応するため、民生委員・児童委員協議会を通じて、情報共有を行い、適切な支援につなげます。 ◆民生委員・児童委員による「心配ごと相談所」を開設し、日常生活での困りごとや心配ごとなどの相談に応じます。 	町 社協
心配ごとの相談所の開設	◆一般相談（民生委員・児童委員による）、身体障がい者相談、法律相談、年金相談、子ども相談といった「心配ごと相談所」を開設し、困りごとや心配ごとなどの相談に応じます。	社協
相談員の資質向上	◆行政の相談窓口の担当者やサービス事業所などにおける相談員に対し、指導員としての能力・資質の向上のため、研修機会の提供に努めます。	町 社協

② 情報提供体制の充実

住民の取り組み

- ◆ 福祉に関心を持ち、町の福祉情報を積極的に収集しましょう。
- ◆ 様々な媒体を通じて最新の情報を入手し、福祉に対する正しい知識を身につけましょう。
- ◆ 支援を求めている人に対して、自分が知っている福祉の情報を教えてみましょう。
- ◆ 地域で情報交換ができる場を設けましょう。

地域の取り組み

- ◆ 民生委員・児童委員や自治会は、情報が届きにくい人に必要な情報を伝えましょう。

町の取り組み

- ◆ 福祉サービス等の情報を、広報さかほぎ、ホームページ、各種チラシ、かわら版メール等によって積極的に発信し、適切な利用につなげます。
- ◆ 住民にとってわかりやすい情報提供を行います。

社協の取り組み

- ◆ 社協だよりやホームページ、かわら版メール、折り込みチラシなどで地域活動等の情報提供を行います。
- ◆ 小地域での集まりなどに参加し、福祉サービスの情報を提供します。
- ◆ 重要度の高い情報については、リーフレットやパンフレットを作成するなどにより、繰り返し提供します。

【町・社協の主な取り組み】

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
様々な媒体を活用した福祉情報の提供	<ul style="list-style-type: none">◆ 社協だよりや広報さかほぎ、ホームページ、各種パンフレット等を活用し、積極的な情報提供を行います。◆ 様々な人が理解できるよう、見やすさ、わかりやすさに配慮した情報提供を行います。	町 社協
ホームページの閲覧支援	◆ 情報バリアフリーの視点から、ホームページの閲覧支援（読み上げ、ふりがな、文字の大きさ・色の変更、外国語での対応等）を行います。	町
民生委員・児童委員との連携による情報提供	◆ 支援を必要としているにも関わらず、自ら相談に来ることができない人に対して、民生委員・児童委員の活動を通じて、福祉サービスに関する情報提供を行います。	町 社協

施策2 困難を抱えた人への支援の充実

【施策の方向性】

地域の福祉課題の多様化・複雑化に対応するため、支援を必要としている人が適切な支援を受けられるよう、総合的な福祉の支援体制の整備や各分野の福祉サービスの充実、セーフティネットの構築を図ります。また、地域参加や社会参加を促進するための多様な機会の提供を図ります。

① 適切な支援を受けられる体制の整備

住民の取り組み

- ◆ 福祉サービスについての理解に努め、適切なサービス利用に努めましょう。
- ◆ 事業所や町、社協に対し、生活で必要としている支援などの情報を伝えましょう。

地域の取り組み

- ◆ 福祉事業所は、住民のニーズに対応できるよう、質の高い福祉サービスの提供に努めましょう。

町の取り組み

- ◆ 分野横断的な福祉サービスを提供できる体制の構築に取り組むとともに、複数の事業を一体的に実施することで、複合的な課題への対応を図ります。
- ◆ 福祉のニーズや課題に対応するため、町において事業化が必要なものについては検討していきます。
- ◆ 既存の資源だけでなく新たなサービスの創出についても模索し、各種福祉サービスとの連携を図ります。

社協の取り組み

- ◆ インフォーマルなサービスがふさわしい課題は、住民やボランティアなどに働きかけを行います。

【町・社協の主な取り組み】

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
地域包括ケアシステムの構築	◆近隣市町と連携を図り、保健・医療・福祉の関係者や行政職員、地域団体、社協等のネットワークを構築し、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」を一体的に提供していく地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。	町 社協
福祉サービスの質の向上	◆多くの主体の参入促進を図る方策を検討するとともに、サービス事業者の資質向上や人材確保に向けた支援を行い、サービスの質の向上に努めます。	町 社協
共生型サービスの実施に向けた検討	◆高齢者福祉、障がい福祉等、分野で分かれていたサービスを同一の事業所で総合的に提供する「共生型サービス」の導入に向けて、事業者等への働きかけを行います。	町 社協
制度の狭間にある人への支援の充実	◆制度の狭間にある人に対し、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）による支援を行うとともに、ニーズに応じた新しい福祉サービスの創出を検討します。	町 社協
第三者委員の設置	◆サービス利用者からの苦情に適切に対応するため、社協において中立・公正な立場から助言を行う第三者委員を設けます。	社協



② 社会参加と生きがいづくりへの支援

住民の取り組み

- ◆ 様々なことに関心を持ち、趣味や生きがいをみつけましょう。
- ◆ 地域に積極的に参加しましょう。
- ◆ 就労が困難な状況にある人も、必要な支援を利用しながら、自分らしい生き方を実現しましょう。

町・社協の取り組み

- ◆ 年齢や障がいの有無に関わらず、その人にあった生きがいや働き方を見出せるよう、様々な機会の提供や支援を行います。

【町・社協の主な取り組み】

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
自立と社会参加に向けた就労支援	◆ 高齢者や障がいのある人、生活困窮世帯等の社会参加や社会的自立に向けて、関係機関と連携しながら、相談支援や情報提供を行い、就労支援を進めます。	町 社協
チャレンジ就労体験事業	◆ 就労や社会との関わりに不安や不信感があり、就労意欲が低下している人に対し、就労に向けた基礎能力の形成と社会的な居場所づくり、就労意欲の向上を図ることを目的に、就労体験の場を提供します。 ◆ 事業を通して、就労継続支援 A・B 型、地域活動支援センターⅢ型、計画相談支援の実施について検討します。	社協
シニアクラブ	◆ 生きがい活動や健康づくり、仲間づくりを中心とした様々な活動を行う「シニアクラブ」の活動の充実や、住民の参加促進に取り組みます。	社協

③ セーフティネットの充実／坂祝町成年後見制度利用促進計画

住民の取り組み

- ◆ 住民一人ひとりが人権意識を持って、思いやりのところで人と接しましょう。
- ◆ 成年後見制度などの財産や権利を守る制度について理解を深めましょう。

町の取り組み

- ◆ 関連機関等と連携し、地域におけるセーフティネット機能の強化を図ります。
- ◆ 虐待の早期発見・早期対応や成年後見制度の利用促進等、住民の権利擁護に取り組みます。

社協の取り組み

- ◆ 日常生活自立支援事業を周知し、利用促進を図ります。
- ◆ 成年後見制度について、初期相談に対応します。

平成28年に成年後見制度利用促進法が施行され、市町村が成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めることとされています。そのため、本計画の成年後見に関わる施策については、成年後見制度利用促進法に規定する市町村計画と位置付けることとします。

【町・社協の主な取り組み】

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
成年後見制度の周知及び利用促進	◆ 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が適正にサービスを利用できるよう、成年後見制度の普及、活用促進を図ります。	町
権利擁護支援のためのネットワークづくり	◆ 町福祉課を権利擁護の支援ネットワークのための中核機関とし、関係機関との調整を図ります。 ◆ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援や、早期からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した支援体制等について、実現できるネットワークの構築を図ります。 ◆ 本人を日常的に見守り、本人の意思の把握とそれに基づいた対応を行う「チーム」や、チームに対し法律・福祉等の専門職や関係機関が支援する「協議会」の設置を検討します。	町
市民後見人の育成	◆ 成年後見制度に関する知識や技術を身につけた市民後見人の育成について検討します。	町 社協

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
日常生活自立支援事業の周知及び利用促進	◆認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行います。	社協
虐待防止体制の充実	◆虐待の早期発見・早期対応に向けて、民生委員・児童委員や教育機関、児童相談所、福祉施設、警察等の関係機関との連携を強化し、専門的な支援につなげる体制の構築に取り組みます。	町 社協
要保護家族のフォローケア事業	◆虐待を受けた子どもの保護・救済だけでなく、虐待した親や保護者に対するフォローケアについても、要保護児童対策地域協議会において対応を検討します。	町 社協
生活困窮者自立相談支援事業	◆生活や仕事に不安を抱え、経済的に困窮している人の自立促進に向け、個々の状況に応じた家計の立て直しに対するアドバイスや安定した住居と就労の確保に向けた支援等を行います。	町 社協
再犯防止の推進	◆「社会を明るくする運動」の取り組みを通じ、犯罪や非行の防止や罪を犯した人たちの更生についての住民理解を深めます。 ◆更生保護に携わる保護司や更生保護女性の活動の支援を行うとともに、連携強化を図り、再犯防止に取り組みます。	町
子ども相談	◆学校に行かない（行けない）、暴力を振るう（振られる）、家庭で育てられないなどの悩みを持つ子どもや親・保護者の相談に応じます。	町
臨時小口資金貸付事業	◆経済的に困窮状態にある人に対し、一時的に必要な資金を貸し付けることにより（上限あり）、安定した生活と経済的自立・生活意欲の助長促進につなげます。	社協
福祉一時金支給事業	◆生活困窮者に対して必要な事業につなげるまでの間に緊急的に一時金を給付し、経済的自立に向けた支援を円滑にします。	社協
生活福祉資金貸付事業（県社協受託）	◆低所得者や高齢者、障がいのある人の生活の安定と経済的自立のため、必要な相談や支援に応じるとともに、資金の貸付けを行います。（生活福祉資金貸付・臨時特例つなぎ資金貸付）	社協

◆◆◆ 基本目標 4 安心して健やかな暮らしづくり ◆◆◆

【現状と課題】

社会情勢等から

- 近年、大規模災害が相次いで発生しており、災害発生直後の安否確認や被災者の救出などにおいて、地域活動が果たす役割がますます重要となっています。
- 全国的に高齢者を狙った詐欺事件や、子どもが事故や犯罪に巻き込まれる事件が相次いでいます。
- 生活環境や食習慣の変化、高齢化の進展等により疾病構造が変化し、生活習慣病患者が増加するとともに、寝たきりや認知症などの要介護者も増加しています。

住民意識調査から

- 地域から受けたい支援や協力は、「災害時の避難支援」が最も高くなっています。また、災害時の移動や情報入手に対する支援が必要な人は約2割となっています。
- 生活の中で困っていることや悩んでいることは、心身の健康に関することが上位となっています。

前回計画の評価から

- 福祉避難所におけるボランティアとの協働体制が整っていません。また、災害時のボランティアセンター立ち上げに向けた訓練も毎年行っていない状況となっています。

課題 1

地域のつながりを深め、互助・共助による災害等の支援体制を強化することが求められます。また自助の防災意識向上に向けての啓発も必要です。

課題 2

安心・安全のまちづくりに向けて、事故や犯罪の起こりにくい環境づくりを進めていく必要があります。

課題 3

誰もが住み慣れた地域で、生涯にわたっていきいきと過ごせるよう、心身の健康づくりを推進する必要があります。

施策1 防災・防犯対策の推進

【施策の方向性】

自然災害発生時の迅速な対応に向けて、地域の自主防災活動の組織化を進めるとともに、発生時に自分の身を守ることが困難な人に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行える体制の構築を図ります。

また、安心・安全な地域づくりに向けて、地域の見守り活動の推進等により犯罪の防止に取り組めます。

① 災害時に備えた体制づくり

住民の取り組み

- ◆ 災害時には自分の命は自分で守るという意識を持ち、自分の身を守る知識を身につけましょう。
- ◆ 地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ◆ 避難場所・経路を確認する、防災用品を備えるなど、日頃から災害に備えましょう。

地域の取り組み

- ◆ 地域の自主防災組織を確立し、災害時や緊急時に支援し合える体制を整備しましょう。
- ◆ 地域で災害時に避難が必要な人を把握し、対応する方法について検討しましょう。

町・社協の取り組み

- ◆ 災害時に迅速な対応ができるよう、防災体制の強化を図ります。

【町・社協の主な取り組み】

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
防災体制の充実・強化	◆地域防災計画や防災マップの作成、避難訓練の実施等に取り組むとともに、防災に関する情報を周知し、防災体制の充実と強化を図ります。	町
災害時の支援体制づくり	◆地域防災計画、避難行動要支援者避難支援プランに従い、災害時の緊急連絡や円滑な避難支援に向けた体制を強化するとともに、計画の周知に取り組めます。	町
避難行動要支援者の把握と個別プランの作成	◆災害時に迅速な避難行動ができない人を把握するための名簿を作成し、定期的な更新を行うとともに、希望に応じ、個別プランの作成を行います。	町

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
福祉避難所の整備	◆要配慮者が安心した避難生活が送れるよう福祉避難所の確保と環境の充実を図るとともに、福祉避難所の実地訓練を行います。	町 社協
災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施	◆円滑かつ効率的な被災者支援が行えるよう、毎年度訓練を行い、災害ボランティアセンターの運営方法や災害時における協力の具体的な内容などについての確認を行います。	町 社協

② 地域の防犯力の強化

住民の取り組み

- ◆ 家庭での防犯対策に取り組みましょう。
- ◆ 日頃からお互いに気をかけ合うことのできる人間関係を構築しましょう。
- ◆ 地域の見守り活動に参加しましょう。
- ◆ 悪徳商法や振り込め詐欺などの消費者問題に関心を持ち、被害に遭わないよう注意しましょう。

地域の取り組み

- ◆ 様々な機関と連携しながら、見守り活動を行いましょう。

町の取り組み

- ◆ 地域と連携し、見守り活動を支援します。
- ◆ 空き家の情報を関係課で共有し、防犯や災害対策等につなげます。

社協の取り組み

- ◆ 見守りネットワークの中で得た情報を、生活支援サービスにつなげます。
- ◆ 地域における見守り活動の「見える化」を図ります。

【町・社協の主な取り組み】

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
防犯意識の向上	◆広報さかほぎやホームページ等での犯罪被害情報の提供や、各種防犯教室の開催等を行い、住民の防犯意識の向上を図ります。	町
地域見守り活動の推進	◆地域安全指導員、青少年育成推進員、P T A、「地域学校安全確保サポートチーム」などのボランティア等との連携により、見守り活動を実施します。	町
防犯灯・防犯カメラの設置	◆地域の要望に応じ、設置要綱に基づき防犯灯・防犯カメラの設置を行います。	町
空き家等の適正管理	◆安全なまちづくりに向けて、空家等対策協議会において空き家対策を検討します。	町



施策2 心身の健康づくりの推進／坂祝町健康増進計画・食育推進計画

【施策の方向性】

住民が健康づくりに積極的に取り組んでいくことができるよう、各種健診や本町の健康課題に沿った教室の実施、食育の普及等、継続的に取り組むための環境の整備を図ります。

① 健康の維持・増進

住民の取り組み

- ◆ 自分の健康に関心を持ち、必要な健診を年1回は受けましょう。
- ◆ 自分の生活習慣を見直し、生活習慣の改善や健康づくりに取り組みましょう。
- ◆ 日常的な運動や町の健康づくり事業への参加など、運動する習慣を持ちましょう。
- ◆ かかりつけ医やかかりつけ歯科医を持ち、早期の治療を受けましょう。
- ◆ 自分に合ったストレス対処法を見つけ、こころの健康づくりに取り組みましょう。

町の取り組み

- ◆ ライフステージに応じた健康づくりや介護予防に取り組み、疾病の発症予防と重症化予防に取り組みます。
- ◆ 若者の検診受診の向上に向けた働きかけを行います。
- ◆ 自殺予防も含めた、こころの健康づくりに取り組みます。

社協の取り組み

- ◆ 介護予防に向けて、筋力アップトレーニング機器の一般開放を行います。

【町・社協の主な取り組み】

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
健康づくり普及・啓発	◆ 広報さかほぎ、ホームページ、チラシ等を活用し、健康づくりの意識啓発を行い、健康意識の向上を図ります。	町
各種健診・検診の受診促進	◆ 各種健診・検診等の機会の充実を図るとともに、受診しやすい環境づくりに取り組みます。	町
介護予防事業	◆ 住民が生涯を通じて健康で過ごせるよう、介護予防事業に取り組みます。	町 社協

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
生活習慣病予防事業	◆生活習慣病予防に向けて、特定保健指導や、本町の健康課題に沿った教室を実施し、生活習慣の改善を図ります。	町
ライフステージに応じた健康づくりの推進	◆ライフステージによって健康課題が異なることに配慮し、ライフスタイルに応じた健康づくり施策を展開します。	町
こころの健康相談	◆こころの健康相談の実施や、アンケート等によるうつ病のリスクが高い人の把握を行うとともに、相談者の状況に応じた適切な支援を行います。 ◆複雑多様化する悩みに対応できるよう、相談員の資質向上に努めます。	町
歯周病検診の推進	受診率向上のため、血糖値が高い人を対象に個別の勧奨を強化します。	町

② 食育の推進

住民の取り組み

- ◆ 食は健康面だけでなく、豊かな生活や生き方に大きく関わるという意識を持って、食育に取り組みましょう。
- ◆ 朝食の摂取や、野菜の摂取、食事量の調整等、規則正しい食生活を実践しましょう。
- ◆ 食に関する様々な体験に参加しましょう。
- ◆ 地産地消に積極的に取り組みましょう。
- ◆ 食の安全性に関する正しい知識を身につけるとともに、食の循環や環境への意識を高めましょう。
- ◆ 伝統的な食文化に関心を持ち、次世代に伝えましょう。

町の取り組み

- ◆ 食に関する正しい知識や食習慣が身につけられるよう、食育に関する普及・啓発を行います。
- ◆ 妊産婦や乳幼児、子どもへの食育のため、各種健診の機会の活用や、保育所や幼稚園、こども園、学校における啓発に取り組みます。
- ◆ 住民が食の安全や食の大切さを学べるよう、食に関わる体験の機会の提供や地産地消の推進に取り組みます。

社協の取り組み

- ◆ 事業利用者に対し、食に関する情報提供や地産地消の推進に取り組みます。

【町・社協の主な取り組み】

事業名・取り組み	取り組みの内容	実施主体
食育の普及・啓発	◆ 広報さかほぎ、ホームページ、チラシ等を活用し、食育の重要性について啓発を行います。	町 食改※
食に関する情報提供	◆ 健診や相談・訪問事業、教室等を通じて、望ましい食生活に関する情報提供を行います。 ◆ 事業利用者及びその家族に対し、食に関する情報提供をします。	町 社協 食改
食育講座・教室の開催	◆ 幼少期から望ましい食習慣を確立するため、健診や相談、訪問を通じて保護者に働きかけるとともに、食育に関する講座や教室等を開催します。	町 食改
食に関する体験の機会の提供	◆ 生産者との交流や食農体験の機会を通じ、自然や食に対する感謝のこころを育てます。	町
地産地消の推進	◆ 地元食材を活用するなど、地産地消を推進します。	町 食改
食育活動の推進	◆ 地域に食育を広めるため、栄養教室を開催するなど、食育ボランティアの養成に取り組みます。 ◆ 研修会の開催や活動費の補助等、食生活改善推進員の活動を支援します。	町

※食改：食生活改善推進員



第5章 今後の推進にあたって

◆◆◆ 1 計画の普及・啓発 ◆◆◆

地域福祉は、住民、地域、行政、社協、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など多様な主体が協働して推進していくことが大切です。

そこで、本計画で示した取り組みと方向性について、町や社協の広報誌やホームページ等で公表し、住民への周知を図るとともに、地域における主体的な活動を促進していきます。

また、地域福祉の推進には、福祉、保健、医療、教育等の様々な分野が関連し、取り組みが多岐にわたっています。そのため、町の関係部局が横断的に連携し、全庁的に取り組むことで本計画の実行性を高めます。

◆◆◆ 2 計画の進行管理・評価 ◆◆◆

本計画の効果的な推進を図るため、PDCAサイクル（計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action））により、計画の評価・見直しを行います。

評価にあたっては、住民、福祉サービス利用者、地域福祉を推進する団体の代表者及び社会福祉法人等の福祉サービス事業者で構成する「坂祝町地域福祉計画評価委員会」を設置し、行政からの視点だけでなく、それぞれの立場の視点を活かした進行管理を行います。

参考資料

◆◆◆ 1 策定経過 ◆◆◆

年 月 日	内容
平成30年6月7日～23日	住民意識調査の実施
令和元年6～7月	団体ヒアリング調査の実施
令和元年7月16日	令和元年度第1回坂祝町地域福祉（活動）計画策定委員会
令和元年9月17日	令和元年度第2回坂祝町地域福祉（活動）計画策定委員会
令和元年11月19日	令和元年度第3回坂祝町地域福祉（活動）計画策定委員会
令和2年1月15日～ 2月14日	パブリックコメントの実施

◆◆◆ 2 坂祝町地域福祉計画策定委員会設置要綱 ◆◆◆

平成25年6月18日

訓令第31号

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づき、地域福祉の総合的な推進を図る坂祝町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、坂祝町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員)

第2条 委員は、町長が各関係機関、各種団体の代表者及び学識経験者等の中から委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定が終了した日までとする。

(委員長)

第4条 委員の互選により委員長を置き、委員長は委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、改めて委員の互選により委員長を置くこととする。

(委員会)

第5条 委員長は、必要に応じ委員会を招集しその議長となる。

(事務局)

第6条 委員会の事務は、福祉課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

◆◆◆ 3 坂祝町地域福祉計画策定委員名簿 ◆◆◆

<地域福祉（活動）計画策定委員名簿>

No.	所 属	氏 名	備 考
1	町議会議員	河村 利道	(委員長)
2	自治会長 会長	永松 英三	
3	民生委員児童委員 代表	三品 節雄	
4	身体障害者福祉協会坂祝分会 代表	小原 軍治	
5	シニアクラブ連合会 代表	島谷 満	
6	ボランティア 代表	長谷川 清子	
7	地域支え合い団体 代表	森岡 いづみ	
8	教育関係 代表	宮内 智鶴子	
9	健康運動・介護予防 代表	文室 文代	
10	家族介護者 代表	長谷川 ますみ	

<事務局>

No.	所 属	氏 名	備 考
1	役場 福祉課 課長	小原 正好	
2	社会福祉協議会 事務局長	林 英直	
3	社会福祉協議会 地域福祉課 課長	柳田 昌宏	
4	役場 福祉課 係長	井上 大輔	

**第3期坂祝町地域福祉計画 第3期坂祝町地域福祉活動計画
令和2年3月**

発行 坂祝町・社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会

編集 坂祝町役場 福祉課

〒505-8501 岐阜県加茂郡坂祝町取組 46 番地 18

TEL 0574-26-7111 (代)

社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会

〒505-0071 岐阜県加茂郡坂祝町黒岩 153 番地 1

TEL 0574-27-1222 (代)